

盛岡藩『雑書』にみる大衆芸能「操」・「鈴江四郎兵衛」を中心に

木戸口俊子

盛岡藩『雑書』は、寛永二十一年（正保元）年（二六四四）から天保十一年（一八四〇）の一九七年間（欠落の十五年分は除く）、一八九冊に収められた盛岡藩家老席日記である。昭和六十一年（一九八六）盛岡市教育委員会から『雑書』の翻刻第一巻が刊行されて三十六年を経、令和四年（二〇二二）三月ついに最終巻の第五十巻が刊行された。古文書解読の苦手な私にとってこれほど有難いことはなく、早速その恩恵をいただくことにした。

当館には、最終巻が出た年に岩手県指定有形民俗文化財に指定された「盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料」三十九点が収蔵されている。この鈴江四郎兵衛は、江戸時代、淡路人形の全国興行を行っていた淡路国から盛岡まで操（人形廻し）をするためにやってきた人物である。鈴江四郎兵衛の盛岡藩における消長は、『雑書』内の記事とともに既に平成二年（一九九〇）門屋光昭氏の『淡路人形と岩手の芸能集団』等にわかりやすくまとめられている^{1・2}が、雑書の最終巻が刊行されたことで、これを機に改めて『雑書』を見直してみることにした。周知のとおり『雑書』には、盛岡藩領内における諸事万般にわたる様々な出来事が日記形式で記録されている。そのため、城内や城下における大衆芸能の様子が数多く記されている。今回は、鈴江四郎兵衛も含めた「操」「操り人形芝居」「四郎兵衛」とその一座などの記事を悉皆取り上げてみたい。

なお、四郎兵衛が座元として関わらない「浄瑠璃語（り）」は、あくまでも単独での「浄瑠璃語（り）」の記事とし、「操」に関わるもの（出演者が同一人物など）のみ、掲載している。

寛文元年（一六六一）

十月廿九日

一 於御城御居間、晩六ツよりじやうるり御聞被成、くわしや理兵衛・助惣
此二人にて三本語しやみせん引一人参

十一月二日

一 晩六ツ半時より於 御城あやつり有、四ツ過_二済、助惣・理□□・徳三郎、此外新町ノ者四人参

十一月三日

一 於 御居間、昨晚あやつり仕候上留り語助惣、三味線挽徳右衛門、此
兩人盛岡御蔵米拾俵被下

十一月四日

一 於 御居間、あやつり仕候菓子屋理兵衛_三、盛岡御蔵米五俵被下

寛文二年（一六六一）

正月四日

一 今晚於御居間上るり語、助惣・徳左衛門・理兵衛上るり語、戌刻ヨリ
亥刻迄

二月八日

一 於本御居間、今日巳ノ刻あやつり被仰付 御覽、大夫助惣哥枕角田川
有之、未ノ刻済、弥六郎・九左衛門・勘左衛門・治太夫・作右衛門、御
菓子杉重三重献上之

二月十日

一 去八日於本居間あやつり仕候者共_二盛岡御蔵米式十俵被下、手形助惣_三

相渡

四月四日

祭礼之次第

- 一 警固之足軽二行^ニ二人宛四人、警固高橋善兵衛騎馬、同預足軽十人、
(中略)子供五人金爪籠^ニ入かつく、草履取十二人、らしやうもん助惣太夫、
一久慈町紙昇、山伏八人内三人貝吹、……

『雑書』での「操」の初出は、雑書が書き記されるようになって十七年目である。

寛文(一六六一)年、十月廿九日城内の居間において「くわしや理兵衛」と「助惣」と三味線引きと三名で「じやうるり」を語っている。数日後、この二人に「徳三郎」「権三郎」、新町の四名を加えて、「あやつり」をしたとある。そして、その後「上留り」(浄瑠璃)を語った助惣、三味線挽徳右衛門、あやつりの理兵衛に褒美が渡されている。助惣と徳右衛門には、米十俵、理兵衛には米五俵である。現在も人形浄瑠璃や文楽において、「太夫」といえば「義太夫語り」を指していることは周知のことだが、この時代は当然「あやつり」よりも「太夫」(浄瑠璃語り)のほうが格上であることが褒美からも明確である。助惣は後に「太夫」という文字も見える。

寛文五年(一六六五)

七月廿八日

- 一 今晚 両殿様へ御奥方より御料理被進、御膳前助惣大夫^ニあやつり被仰付御覧、於大書院有之

寛文七年(一六六七)

九月廿八日

- 一 今日巳ノ刻より於大書院あやつり被仰付候、太夫油屋茂兵衛同亥刻迄有之、右ハ江戸境町より下ル
- 一 右あやつり太夫^ニ呉服一重金拾両被下之

寛文八年(一六六八)

卯ノ廿一日

覚

- (中略)
- 一 勸進、能、相撲、操等之見物類在々、所々^ニ一切不可留置事

寛文八(一六六八)年四月二十一日、儉約令(3)が出され、百姓は農業に専念すること、衣類への規制、食糧の規制、能・相撲・操等の規制、冠婚葬祭等の規制が申しおかれている。それだけ賑わいを見せていた証拠といえる。その後延宝期に入り、城内の御能以外にも狂言芝居や操をはじめとして様々な芸能が行われるようになる。

延宝二年(一六七四)

三月八日

- 一 今日御中丸においてあやつり被仰付、鶴千代様御覧被遊、下々^ニも為御見被遊

三月十日

- 一 今日於御中ノ丸操被仰付、殿様・奥方御出御覧被成、老中^并御一門・高知之面々も何も罷上り見物、但巳ノ下刻より始め申ノ刻終、則時入御

三月十二日

- 一 鶴千代様操被仰付候て、為御祝儀御上下代金老歩宛北村左源太・伊藤一郎右衛門・西館嘉兵衛……(後略)

- 一 鶴様於御中丸操被 仰付、殿様女中方御出御覧被遊

三月十八日

- 一 今日於御中ノ丸あやつり被仰付、殿様^ニも奥方^ニも御出御覧

三月廿四日

- 一 於御中丸あやつり被仰付、御町之者共^ニ為御見被成

八月十七日

- 一 若殿様へ鶴千代様より今晚御振舞被進候、依之於御中丸ニ操被仰付、若殿様御見物ニ被為入、操終て御本丸へ未ノ刻被為入、同下刻御帰被遊

十月廿三日

- 一 若殿様為御振舞御本丸へ午ノ下刻御出、御相伴弥六郎・治太夫、為御馳走御中之丸ニて操有之、酉ノ刻御帰城

十二月十七日

- 一 殿様今日巳ノ刻御本丸へ被為入、就夫為御馳走鶴千代様より於御中丸あやつり被仰付、御覽、以後御本丸ニて御膳上ル、申ノ中刻御帰

延宝三年（一六七五）

二月十九日

- 一 若殿様鶴千代様へ、今晚之御振舞ニ巳ノ刻より被為成、御中丸ニて操御覽被遊

九月五日

- 一 御中ノ丸ニてあやつり被仰付、殿様之奥方様御上覽、午ノ刻より始申刻終

九月廿五日

- 一 殿様於御中之丸操御覽、巳ノ刻始、未ノ上刻終ル

九月廿六日

- 一 鶴様御中ノ丸操被仰付候付、高知之面々罷上見物、巳ノ刻より始申ノ刻済、操熊谷先陣問答

十月九日

- 一 今日御中丸ニてあやつり被仰付候付、大殿様・奥方よりも不残、午ノ刻御出、申ノ下刻被為入、但高知之女中、尤侍方ニも見物被仰付

十月十日

一 御中ノ丸ニて操被仰付、御家中・侍・同女中望次第罷上、見物可仕由被

仰出之

十一月十九日

- 一 鶴千代様操被仰付候、役人共ニ金子被下、式步宛田代甚五右衛門・清水貞右衛門・米内孫兵衛・達曾部七兵衛・同三之丞・久慈長兵衛・同重左衛門・吉嶋小左衛門・石川門之丞・同半之丞・荒木田甚助・撰待源藏・川村弥内・神山伊助・千田新兵衛・村上新三郎・戸来長三郎・岩崎門十郎・蒔内正右衛門、同老步宛柄内太吉・川嶋仁兵衛・長内弥五郎・横浜半四郎、式步宛鉄砲屋山三郎・新四郎・庄二郎・仕立屋伝七、三步紙町二郎八、老步宛二郎兵衛・座頭了勝、五百文宛御水主四人、五百文宛坊主林齊・閑休・久齊、右之通被下之、小向四郎右衛門何もニ渡

延宝四年（一六七六）

二月十九日

- 一 今日於御中丸、カサリや五郎左衛門被為呼、南京操被仰付、午ノ下刻より始、殿様奥方御一覽、申ノ刻終ル

二月廿四日

- 一 今日於御中丸、鶴千代様御操り被仰付、午刻殿様・御奥方御新丸御末御中屋敷より何も御出御見物被遊、申ノ下刻被為入
- 一 仙台領より参候かさり屋五郎左衛門、去十九日南京操仕候付、銀子五枚被下之、高橋惣左衛門・高屋四郎左衛門渡ス

二月廿五日

- 一 於御中丸操被仰付、御本丸御末新九御中屋敷、女中・御家中之者共ニ御見被成、巳ノ刻ニ初り未ノ刻ニ終

三月十日

- 一 今日於御中丸 鶴千代様操被仰付、殿様・御奥方御新丸御中屋敷

より何も御出御見物被遊、午ノ刻御出申ノ刻御帰

三月十六日

一 鶴千代様操被仰付候役人ニ御褒美被下物、上下代金老歩宛志水定右衛門・田代甚五右衛門・米内孫兵衛・神山伊助・村上新三郎・達會部長太夫・達會部三之尉・久慈七兵衛・同重左衛門・戸来長三郎・岩崎門十郎・石川門之尉・同半之尉・吉嶋小左衛門・撰待源藏・下田善兵衛・蒔内庄右衛門・川村弥内・千田新兵衛・重茂齊宮・生方治右衛門・田鍬伝助、鳥目五拾足宛長内弥五郎、同式百足紙丁次郎八、同五拾足鍬屋山三郎、同百足張や新四郎・同五拾足絵書庄二郎、三拾足御水主庄二郎、同断与伝二、同断兵右衛門、百匹立都、同断良勝、三拾足御掃除坊主林夏、同断林斉、老貫文仕立屋伝七・同大工儀左衛門、同断藤藏・三拾足鍬や大助、同御小者長吉、四百文大工式人、四百文塗師式人、右通被下之

三月廿二日

一 於御中丸清九郎罷上り操仕候、上々様方御出御覽被遊、次高知之面々其外御家中士中為御見成、右操上留利、いけに急藤原仲光二本仕、巳ノ刻より始申ノ下刻ニ終

三月廿三日

一 御中丸ニて操仕候宮清九郎ニ、御藏米三拾表(俵)被下之

三月廿六日

一 於御中丸操御上覽、御新丸御中屋舗(敷)よりも御出被成、其外御一門高知之内方為御見被成

五月小十三日

一 於御中丸清九郎操仕候、御本丸奥方・御新丸奥方、御中屋敷より御出被遊御覽、次高知之内為御見被成、巳ノ刻ニ初酉ノ刻ニ終、上留利堀川夜討より静宝楽之舞迄、矢かたミ二本仕ル

天和三年(一六八三)

四月十二日

一 とらや永閑上下廿三人ニて、去十一日到着、今日於御舞台あやつり被仰付之

四月十六日

一 虎屋永閑、今日より於新八幡町、芝居相立之
一 従式部様、虎屋永閑ニ塩鷹五羽、米廿俵被下之

四月廿八日

一 今日於御舞台虎屋永閑操仕ル

五月十六日

一 御新丸於御舞台、永閑操被仰付之

十月一日

一 判金老枚 虎屋永閑
一 串貝五連

遠野・花巻両所芝居御免被成下、有難奉存候由、小源太ヲ以申上候付、右之通被下之

貞享元年(一六八四)

三月十七日

一 於御前川原町左兵衛上留里語申、為御褒美鳥目百疋、同しやミせん引萩部鳥目五十疋拝領之

貞享四年(一六八七)

四月廿日

綱御門・刑部屋敷前辻御番所へ之書出之写

覚

一 他国もの・あやしき者、一切通申間敷事

一 市立之娘^井座頭、旅立之出家・山伏、夫馬、ほうかふり、日照笠かふり
候者、一切通申間敷候、附 御城御用之座頭・夫馬は各別之事

一 下々小うた・上るり語、無作法成もの改通可申事

卯ノ 三月日

元禄四年（一六九一）

二月晦日

一 とら屋永閑今日相立候付、銀五枚、塩白鵬一羽親子二被下、昨日御町
奉行高橋惣左衛門・枳内与兵衛相渡之

二代重直のころは、芸能の記述が大変少ないが、三代重信になると急に増えてくる。重信が就任にして数年は儉約令などから城内における能が盛んに行われる程度である。しかし、延宝期に入ると中ノ丸を中心とした「操」が数多く催されるようになる。延宝八年間のこの時期は「操」だけではなく、「能」「相撲」「狂言」なども極めて多く行われており、重信の代はもちろん、ほかの藩主と比較しても最も多いと言える。狂言芝居の篠塚半兵衛や南京操（糸あやつり）のかさりや五郎左衛門の名も複数見られる。篠塚半兵衛は、「天和年中以前の比^二候哉、篠塚半兵衛と云かぶき役者、中伴四五人召連^レ當地え參候、」と『遠野古事記』^{（4）}にもその名を見ることができ、遠野藩主義長と奥様が東善寺に半兵衛を呼び、御家中の役人や妻子にも見物させたとある。少人数で善人悪人、女方、道化方など二役も三役もこなす演目にとっても感動し、褒美をとらせたようである。

江戸からの興行も見える。寛文七（一六六七）年、江戸境町^{（5）}から太夫油屋茂兵衛がやってきて、大書院であやつりを披露している。この油屋茂兵衛なる人物は、『浄瑠璃大系図』^{（6）}に「慶安の頃の人 江戸住み 名人なり」とある。また、鳥屋次郎吉、四郎興吉、杉山丹後掾に対して「正保慶安の頃 以下四人を四天王といふいづれも名人なり」という人物である（正保慶安—一六四四—一六五一年）。

天和三（一六八三）年には、虎屋永閑が廿三人を引き連れて盛岡にやってきており、新八幡町で操芝居が行われている。実はこの記事までは、すべて「操（あやつり）」は城内で行われているもので、ここで城外での記事がみることができる。虎屋永閑は江戸前期に活躍した古浄瑠璃の太夫で、「永閑節」の創始者でもある。虎屋太夫門人となり、小源太夫（小源太）という芸名で活動する。寛文九（一六六九）年に「永閑」と改名、延宝九（一六八一）年以降薩摩座（有力な操座の一つ）の看板太夫となり、天和二（一六八二）年頃に独立したという^{（7）}。盛岡にはその独立したとされる翌年に一座とともにやってきたと思われる。元禄四（一六九一）年の二月立ち去るまで、毎年行き来したのか、逗留し続けたのかは不明だが、これ以降は記事が見えない。

四代行信の時代。華やかな元禄文化のさなか、領内では不作・凶作が続き、藩財政が逼迫したので、節約を徹底させたという^{（8）}。凶作や飢饉に伴い、米雑穀刀の他領移出禁止や他領者の領内逗留の禁止などのお触れも出されている^{（9）}。そのため、城内で行われた謡や御能以外は少ない。その中で頻繁に出てくるのが講談（講積）である。江戸での徳川綱吉の講積を拝聴したことにより、盛岡に戻ってから『大学』『孟子』などの講積が数多く行われた。根市半蔵や根市権四郎などと呼ばれ、元禄九（一六九六）年から亡くなる十五（一七〇二）年までに五十八回もの講義を受けている。

行信の時代で、もう一つ注目したいものは、「蹴鞠（鞠興行）」である。元禄六（一六九三）年、同七（一六九四）年に集中して行われている。蹴鞠は元々宮廷文化で古くから行われているが、江戸時代に入り上方から流行し町人に普及されていく。しかし、元禄七（一六九四）年八月六日、去る七月十三日に江戸の町中に出されたお触れが『雑書』に載っている。その内容は、鞠の商売は止めて他の商売をするように、取った犬皮は使用しないように、というものである。これにより盛岡でも鞠商売も含め、鞠興行、蹴鞠はしないように町奉行所より申し渡されている。鞠の材

は辞典などで見ると鹿の皮革を使用して作られる⁽¹⁰⁾とあるが、この雑書の記事を見る上では、犬の皮も使用していたようである。時は、犬公方と呼ばれた綱吉の世である。

宝永二年（一七〇五）

八月十三日

一 〇八幡神事に付、如例年操・嶋原狂言芝居被仰付被下度旨、仙北町四郎兵衛^并権六・兵右衛門御町奉行迄願上候所、望之通被 仰付之

宝永三年（一七〇六）

八月十三日

一 仙北町操太夫四郎兵衛、来ル廿五日より片原町にて操仕度旨、御町奉行を以願上、望之通申付之

宝永四年（一七〇七）

七月廿七日

一 あやつり芝居仕度之旨、七間丁四郎兵衛願上、願之通芝居被 仰付、御町奉行兩人へ申渡之

雑書における「四郎兵衛」初出は、五代信恩時代、宝永二（一七〇五）年八月十三日八幡神事における記事である。ここには、「八幡神事」のため「如例年操・嶋原狂言芝居被仰付被下度」とあり、例年のように操と狂言芝居興行の許可をお願いしているもので、「如例年」とあることから、これよりも以前から行われていたことがわかる。八幡宮が造営されて最初の祭礼は延宝九（一六八二）年である。しかし、当時は神事が多く一般庶民が楽しむような芸能の類は極めて少ないと思われる。「雑書」の記事にも掲載がない。その後、十年後の元禄四（一六九一）年、七軒丁権六が祭礼での嶋原芝居（狂言芝居）の許可を得る。おそらくこれ以降徐々に祭礼での

庶民が楽しむ芸能興行がなされていったと考えられる。

これ以後、四郎兵衛の名は「操太夫」「操師」または「仙北町」や「七軒丁」とついで記されるようになる。そして、四郎兵衛の名よりも先行して雑書に見えていた狂言芝居の権六やかるわさ（軽業）芝居の七軒丁駒太夫とともに、八幡祭礼の際の興行願いが出されていたことが書かれていく。七軒丁の名は、三代重信の元禄期に「七軒丁権六」として狂言芝居の興行で見える。ただ、その後「権六」という名は狂言芝居の太夫として掲載され、「七軒丁」は狂言以外の様々な芸能支配として「七軒丁金六」そして「御駒太夫金六」「御駒太夫庄吉」と受け継がれていく。ちなみに『雑書』では七軒丁の金六（店屋金六）、市右衛門の頃は、「駒太夫」と記されていることがほとんどで「御」は一度しか出てこない。寛保元（一七四一）年に庄吉が継いで「御」の字が付され「御駒太夫」と固定されていく。

さらに、五代信恩の時代に注目したいのは「軽業」の興行である。正徳二（一七一一）年発刊の『和漢三才圖會』⁽¹¹⁾には、曲芸の一種で似たような見世物である「籠脱（籠抜け）」や「高紐（綱渡り）」などはあるが、まだ「軽業」という項目は出てこない。盛岡では正徳五（一七二五）年には「軽業」として雑書に記録される。「軽業」という総称が使用され始めた時期がこの辺りの時期と思われる。

宝永六年（一七〇九）

八月八日

一 仙北町操師四郎兵衛於八幡丁十四日より式芝居仕度之旨、御町奉行迄願上、願之通被 仰出

正徳三年（一七一三）

七月十八日

一 御町奉行
来月八幡御神事之刻芝居・あやつり仕度旨権六・四郎兵衛申上、

願之通被 仰出之

正徳四年(一七一四)

七月廿九日

- 一 八幡祭礼之刻、軽わさ・あやつり・狂言芝居座元之者共申上、願之通被 仰付、御町奉行へ申渡之

正徳五年(一七一五)

七月十一日

- 一 狂言芝居 太夫 権六
- 一 八幡御祭礼之節晴天十六日 太夫 権六
- 一 操芝居 仙北町 四郎兵衛
- 一 右同断 仙北町 四郎兵衛
- 一 かるわさ 七間丁駒太夫 市右衛門

八月朔日より十六日迄

右之通願上被 仰付、御町奉行へ申渡之

九月十四日

- 一 殿様巳刻 光源院様 (行信女) 被為入、操御覽被遊

享保四年(一七一九)

七月十一日

- 一 狂言芝居 太夫 権六
- 一 操芝居 座本七間丁 四郎兵衛
- 一 かるわさ芝居 七間丁駒太夫 市右衛門

右之者共□□□御祭礼之節、八月朔日より同十六日迄御祭礼之内、

例之通狂言芝居其外御免被成下度旨、御町奉行共迄申出候付、遂披露候

処、願之通被 仰出、御町下条図書・横浜金十郎へ申渡之

享保五年(一七二〇)

七月廿六日

- 一 来月鳩森八幡御祭礼ニ付、操芝居・相撲相立申度旨、行事善太郎・駒太夫・市郎右衛門・四郎兵衛・権六願上、江戸へ相伺候処、願之通可申付旨 申来、御町奉行横浜金十郎へ申渡之

享保十六年(一七三一)

七月十一日

- 一 八月朔日より晴天十六日 太夫 権六
- 一 狂言芝居 太夫 権六
- 一 同断繰芝居 繰太夫 四郎兵衛
- 一 同断追出 御駒太夫 金六

右之者共八幡神事之節、為渡世願上願之通被 仰付、寺社御奉行へ申渡之

享保一六(一七三一)年、八月から行われる八幡神事に向けて、権六と金六とともに四郎兵衛は渡世願いを出し、寺社奉行から許可を言い渡されている。『南部盛岡藩辞典』(12)で「寺社奉行」を開くと、次のような説明がなされている。

公国史に「明暦中石橋新兵衛、高橋内記社寺奉行を勤む、是より前見在せず、後又廃す、天和元年七月二十一日重直公命じて初めて寺社町奉行を兼并す」とある。(中略)南部職務掌程に「文化五戊辰年九月二十二日、公事三役扱之覚、寺社御町奉行」

- 一、寺院
- 一、神職
- 一、山伏
- 一、諸社別当
- 一、虚無僧

- 一、座頭、瞽女
- 一、御城下御町之者
- 一、狂言、御駒太夫、役者
- 一、寺社奉行支配諸職人
- 一、御町組、並十人組
- 一、目明並穢多之者
- 一、他所者

右御領分中者勿論他所共に出入有之候得者寺社御奉行請持 (後略)

とある。四郎兵衛らの願出は本来寺社奉行の取り扱いであるが、町奉行の文字が見えるのは兼任のためである。『雑書』の記事と同じ享保一六(一七三二)年一月から四月にかけての執務記録『寺社町奉行留』(13)にも四郎兵衛の名が見える。

操役者仲間、十右衛門・清次郎・長兵衛・長太郎・

清七・庄三郎・弥内・勘四郎・三之助・四郎兵衛、

右拾人為渡世在々相廻候、相對次第

宿借通可申候、若右之者共我俣

之儀仕候ハ、此方^へ早々可申越候、急度

詮議可申付候、為其如此比候、以上

亥 四月十一日 兩人 印

御領内在々

右切手用事相濟十一月十五日上^ル、

両判相破御用箱^へ入置、

右は操座本、仙北町四郎兵衛願書^へ

検断末書を以願上、遂披露候所

勘左衛門殿御伺被成、願之通被 仰出候旨
於御席勘左衛門殿、彈右衛門^へ被 仰渡候に付
右之通切手認、中ノ口^ニて検断^へ渡遣^ス

『雑書』にはない記事が記載されており、たった四カ月の日記ではあるが、大変貴重である。

元文元年(一七三六)

七月廿五日

一 狂言太夫 八幡丁権六

操太夫 仙北町 四郎兵衛

駒太夫 仙北町 金六

右之者共為渡世、来月朔日より□□御祭礼中、芝居・操仕度旨申上、願之通被 仰出御町奉行^へ申渡之

元文四年(一七三九)

五月七日

一 御駒蒼前之宮権化、御領分中願之通先達て被 仰付、此度宮建立仕候、

依之来^ル九日遷宮神事仕度候、仍てほうらく操七間丁^ニて興行仕度、晴天

五日被 仰付被下度旨、店屋金六願上御町奉行申出、願之通御町奉行^へ申渡之

渡之

五月廿四日

一 此度春日祭礼^ニ付、八幡御庭之内^ニて、為渡世操芝居仕度、晴天五日被 仰付被下度旨太夫四郎兵衛願上、願之通御町奉行^へ申渡之

元文五年(一七四〇)

閏七月朔日

一 来月 口鳩森八幡御祭礼^ニ付、操芝居来月五日より晴天十六日被
付被下度旨、操太夫四郎兵衛願之通御町奉行へ申渡之
寛保元年（一七四一）

七月廿六日

一 例年之通八幡御祭礼^ニ付、狂言・芝居、八月朔日より、晴天十六日被
仰付被下度旨、太夫玉左衛門願上
一 操興行仕度候間、八月五日より晴天十六日、被 仰付被下置度旨、座
本四郎兵衛申上
一 曲馬追出、芝居仕度候間、八月朔日より十六日迄、被 仰付被下度旨、
御駒大夫庄吉願上

右何も願之通被 仰出、御町奉行共へ申渡之

寛保三年（一七四三）

閏四月十八日

一 操役者拾三人、為渡世領内中操芝居^ニて相廻り申度候、前々より御切手
被下置相廻り申候由、仙北町検断八兵衛末書を以申上、願之通被 仰出、
於席御町奉行へ申渡之

九月七日

一 当月神明・春日御祭礼^ニ付、操芝居仕度候、十五日より晴天十五日被
仰付被下度旨、操座本四郎兵衛仙北町検断末書を以申上、願之通被 仰
付、於席御町奉行へ申渡之

寛保元（一七四一）年、八幡御祭礼の願出の際に初めて、四郎兵衛の名に「座本
（座元）」がつくようになる。それにより、操役者や為寄上瑠理（寄席浄瑠璃―簡單
な小屋掛けなどをして行う浄瑠璃語り）の太夫などが領内で興行を行う際に四郎兵
衛の座本としての仕事ぶりが見えてくる。

延享元年（一七四四）

六月十六日

一 操役者仲間十五人、為渡世御領分中相廻候、相对次第宿貸通可申候由、
御町奉行より在々検断・肝入方へ申遣度旨申出、願之通被仰出、御町奉行
共へ申渡之

六月十九日

一 当八月・九月如例年、狂言・芝居・操・相撲願候ハ、江戸へ相伺不申
申付候様被 仰出候由、願出候ハ、直々可申渡旨、御用状申来
六月廿九日

一 来ル八月八幡御祭礼^ニ付、例年之通操芝居興行仕度候、日限之義追て願
上申度、渡世旨座本四郎兵衛^并仙北町検断末書を以申上

一 来ル八月八幡御祭礼^ニ付、輕業・狂言追出仕度候、依之昨日より晴天十
六日被 仰付被下度旨、御駒太夫正吉^并検断末書を以申上

右願之通被 仰出、於席御町奉行へ申渡之

延享四年（一七四七）

八月廿三日

一 来ル九月春日御祭礼^ニ付、操芝居興行仕度、晴天十日被 仰付被下度旨、
尤始候儀は追て可申上旨、操太夫四郎兵衛、仙北町検断金右衛門末書を
以申上、願之通被 仰出、寺社御奉行へ申渡之

十月三日

一 郡山日詰町^ニおゐて、四郎兵衛支配操狂言相立申度候間、来ル五日より
十一日迄、晴天七日被 仰付被下度旨、郡山三町検断共願出候旨、御代
官末書を以申上、願之通被 仰出、御目付へ申渡之

寛延三年（一七五〇）

七月廿八日

一 鳩森八幡御神事^ニ付、御操芝居興行仕度候、晴天十二日被 仰付被下置
度旨、川原町検断末書を以申上、願之通被 仰出、御町奉行^へ申渡之

寛延四年（一七五二）

八月七日

一 当八月、八幡御祭礼^ニ付、操芝居兼て心懸、向々^へ本座四郎兵衛より申
遣候得共、間違罷下り不申、仙台国分町より浄瑠璃語松嶋太夫・善五郎
兩人来、不人数^ニ付、相勤兼早速罷帰候由、道中迷惑候間、日暮より四時
迄之内、寄セ浄瑠璃廿日被 仰付被下度旨申上、願之通被 仰出、御町
奉行^へ申渡之、委細は御町奉行留有

宝暦二年（一七五二）

十一月二日

一 在々^ニて勸進相撲・芝居操等為相立候儀、向後無用^ニ可仕度被 仰出、
花巻御郡代^へ書状を以申遣、諸御代官^へ御目付より申遣候様申渡之

宝暦三年（一七五三）

六月十八日

一 操太夫芝居立候砌、看板御操と相出候、向後御之字為附申間敷旨被
仰出、寺社御奉行^へ申渡之

宝暦五年（一七五五）

七月廿五日

一 来^ル八月鳩森御祭礼^ニ付、操芝居晴天十六日被 仰付被下置度旨申上候
処、晴雨^ニ無構十六日被 仰付旨被 仰出、御町奉行^へ申渡之

宝暦十年（一七六〇）

十月十四日

一 江戸京橋真太夫・小膳治右式人浄瑠璃為渡世罷下候付、於十三日町昼

七時より暮六時過迄来^ル十六日より日数廿日、寄セ浄瑠璃為語申度、老人

^ニ付座敷代十六文宛^ニ相定為聞申度、尤為語候近所^へ人を附置、火用心等
相慎可申旨願上候段、御町奉行申出、願之通被 仰出、御町奉行^へ申渡之

宝暦十三年（一七六三）

七月十五日

一 日詰長岡通御代官所之内、赤石大明神祭礼^ニ付、盛岡四郎佐座人形芝
居、来^ル十七日より晴天四日相立申度旨願出候間、願之通申付候由御代官
申出候旨、御目付共申出之

四郎兵衛は、もともと仙北町に座（居）を構えていたようだが、寛延三（一七五

〇）年には、仙北町検断から川原町検断に興行願いを申請している。この頃には川
原町に転居しているようだ。その後、何度となく北上川の洪水に遭い、昭和二十四

（一九四九）年に鉦屋町^へ転居している。

八代利雄の宝暦年間は十四年間続くが、宝暦五（一七五五）年の大飢饉を中心に
その後も飢饉が続いたため領内での芸能は極端に減る。しかし、宝暦十三、十四（一
七六三・一七六四）年は、これまでになかった、からくり見世物や竹田人形からく
りなど、ぜんまい仕掛けのからくりが流行し始める。また八人芸などの技術的な芸
の見世物も増える。

同じころ、座本（元）が「四郎兵衛」から「四郎佐」に代わる。宝暦十三（一七
六三）年七月十五日赤石大明神祭礼（日詰長岡通）が初出である。

明和五年（一七六八）

五月廿九日

一 狂言太夫玉左衛門・操座本四郎佐、不調法之儀有之慎被 仰付置候処、
別紙之通被 仰出、左之通、

狂言太夫 玉左衛門

被 仰渡

其方儀、狂言芝居去月依願被 仰付、尤操座本四郎佐願之上双方興行罷出候処、操^ニて女子踊道行等為仕候付、狂言之差支^ニ相成、殊操^ニて右所佐(作)不仕儀故相止候様申断候得共相用不申候付、御威光を以相止候様成下度旨申出、八幡丁肝煎を以内々取扱申付、彼是双方申含候内、子踊等之所佐去月廿五日迄及延引、其方興行之差支相成候付、操舞台踏込^ハ踏込^レ達理無(不) 尽之致方、見物まで騒動候間、警固之者補鎮訴出、段々遂吟味候処、四郎佐子踊相止不申法外之致方之由、他領役者共申^ニ付、不得止事、舞台罷越為相止候旨申出候、肝煎取扱申付候段存居何分致方も可有之処、我儘不遠慮の致方候間被 仰付方も有之候得共、畢竟職分抱心得違と相聞得候間、御憐愍を以戸^ノ御免被成候条、向後右躰之儀相慎可申者也

操座本 四郎佐

被 仰渡

其方儀、去月操願之上興行いたし女子踊道行等仕候付、狂言太夫玉左衛門より差支^ニ相成、殊操^ニ操^ニて出文ハ格別、子共所佐(作)等ハ不仕佐(作)法^ニ付相止候様度々申断候得共相止不申、御威光を以相止候様被成下度旨申出、八幡丁肝煎を以内々為取扱、御駒太夫庄吉も取入候得共相用不申、玉左衛門去月廿五日舞台踏込^ハ踏込^レ相止候様申候処、理無(不) 尽不遠慮致方^ニ付捕押候上訴出、右始末双方遂吟味候処、八幡丁肝煎申含早俄々敷相用不申、取扱申付候儀存居相募候段無調法^ニ付、職分御取上被仰付様も有之候得共、数代座本相続之者^ニ候間、御憐愍を以戸^ノ御免被成候条、向後急度相慎可申候、若心得違之儀有之候ハ、御吟味之上曲事可

被 仰付者也、

右之通被 仰出、御町奉行^ハ申渡之

明和六年(一七六九)

八月五日

一 鳩森八幡御祭礼^ニ付、操芝居晴天廿日被 仰付被下度旨、座本四郎佐願之通被 仰付、御町奉行^ハ申渡之

十一月十六日

一 此度大坂北久太郎町五丁目時太夫・友太夫、座敷浄瑠理為渡世被下候付、日数廿日被 仰付被下度旨、操座本四郎作願書を以申出候処、神明八幡稻荷御神事之外は、向後右類ハ取次無用可為旨申渡之

安永六年(一七七七)

八月朔日

一 右同断^ニ付、操芝居晴天廿日座本四郎佐願出候処、晴雨^ニ無構日数廿日 御町奉行^ハ申渡之

安永八年(一七七九)

六月五日

一 狂言太夫 玉左衛門

操座本 四郎佐

来ル十一日、川原町舟玉祭礼^ニ付、為賑合芝居・操、右場所^ニて興行仕度候間、晴天十日宛、被 仰付被下度旨申出候得共、此節難被 仰付旨、御町奉行^ハ申渡之

九月四日

一 神明祭礼之節、為寄浄瑠理之願、并厨川稻荷祭礼之節、操之願出候処、何も難被 仰付旨、寺社御奉行^ハ申渡之

九月十四日

一 操座本四郎佐願出候は、当月 神明御祭礼ニ付、為寄浄瑠理之儀願上候
処、被 仰付不被下置候、当年手廻不残疫病相煩、別て困窮及び渴命候
躰故、日数廿日被 仰付被下置度旨猶又願出、尤五人組之者右之趣添口
上書を以申出候付、願之通申付、尤日数之儀は当月中日付、日暮六時限
為相仕廻候様、御町奉行へ申渡之

安永九年（一七八〇）

九月九日

一 操座元四郎左願出候は、此度春日神明御祭礼ニ付、勘中・やす兩人ニ
て 昼七時より暮六時迄、日数廿日為寄浄瑠理興行仕度、尤為座敷料耆人よ
り拾六銅宛為相出申度旨、願之通御町奉行へ申渡之

十月二日

一 操座元四郎左願出候は、春日神明御祭礼ニ付、為寄浄瑠理廿日願之通被
仰付候処、猶又明後四日より八日迄過日五日被 仰付被下度旨申出、願
之通御町奉行へ申渡之

安永十年（一七八一）

八月二日

一 此度 八幡御祭礼ニ付、操興行仕度候間、晴天廿日被 仰付被下度旨、
一 右同断ニ付、仙台城下新伝馬町都太夫・女房并妹きん、右三人ニて寄上
瑠理七時過より暮六ツ過迄、日数廿日被 仰付被下度旨、操座元四郎佐、
願之通御町奉行へ申渡之

八月六日

大泉寺

一 此度八幡御祭礼ニ付、川原町四郎佐寄七浄瑠理願之通被 仰付候、右場所末
寺八幡婦命寺本堂之内無心申度旨申出候、火之元用心等之儀稠敷申付借遣
申度奉存候、貧寺故修覆等之足ニも相成候間、御差支も無之候ハ、借遣度旨

伺出、伺之通寺社御奉行へ申渡之

八月廿五日

一 八幡御祭礼ニ付、芝居・操為寄浄瑠理、願之通被 仰付置候処、芝居は
過日七日、其外は五日宛願出候得共、芝居三日其外は二日宛申付之

九月七日

操座本 四郎佐

一 春日神明御祭礼并矢根森八幡宮開帳ニ付、為寄上瑠理興行仕度、昼七ツ時よ
り暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨申出候処、日数十日可申付旨御
町奉行へ申渡之

九月十七日

操座本 四郎佐

一 為寄上瑠理願之通被 仰付候処、過日七日被 仰付被下度旨申出、三日被
仰付旨御町奉行へ申渡之

天明二年（一七八二）

八月四日

一 八幡祭礼ニ付、為寄上瑠理七ツ時より暮六ツ時迄日数廿日、操座本四郎
佐申出御祭礼中被、仰付、男・女・子共相添、狂言小芝居追出し十六日
迄、御駒太夫庄吉願之通被 仰付、何も御町奉行へ申渡之

八月五日

一 八幡丁婦命寺申出候は、為寄上瑠理場所ニ本堂貸遣申度、修覆之助ニも
罷成候間、貸遣度旨伺之通寺社御奉行へ申渡之

八月十三日

一 操座元四郎佐願出候は、江戸柳原新橋より下り候元太夫、此度八幡御
神事心懸、道中病氣ニて只今着仕候、罷歸候路用彼是行当候ニ付、日数十
六日為寄上瑠理仕度由申出、願之通日数七日可申付旨御町奉行へ申渡

九月五日

- 一 操座本四郎佐申出候は、長町裏天福院稻荷当月九日御祭礼之處、去^ル戌年類焼以来仮小屋同前^ニ罷有候間、此間御堂前々之通建立仕度候得共、時節柄出錢も所存通有之間敷候間、氏子共打寄操興行仕度、尤筵錢計壹人拾式文^ニて、右入方余分を以普請仕度旨天福院相頼候付、晴天七日被 仰付被下度旨、且天福院本寺大慈寺添願を以申出、日数五日願之通御町奉行へ申渡之

天明三年（一七八三）

七月廿七日

- 一 操座元四郎佐願出候は、来月八幡御祭礼^ニ付、為寄浄瑠理札錢十六文宛^ニて七時より六時迄、日数廿日興行仕度由申出候処、御祭礼中願之通御町奉行へ申渡之

八月二日

- 一 操座本四郎作（佐）願出候は、八幡御祭礼^ニ付、手先之者共打寄法楽操仕度、稽古同様之儀^ニ付、筵圍^ニ仕、札錢なし筵代十二文ツ、^ニ相定申度、晴天十六日被 仰付被下度由
- 一 同人願出候は、右同断^ニ付、江戸柳原新橋より元大夫・清助・元八、浄瑠璃為渡世罷下候間、為寄浄瑠理日数廿日被 仰付被下度由願出候^ニ付、右何も十六日迄願之通、御町奉行へ申渡之

八月十五日

- 一 操座本四郎佐願出候は、操初日延引之上不入^ニて、諸入料計^ニも相届兼迷惑仕候^ニ付、十六日過七日之過日被 仰付被下度旨申出候処、過日三日願之通、御町奉行へ申渡之

天明四年（一七八四）

七月廿四日

- 一 操座元四郎佐願出候は同断^ニ付、操興行晴天廿日被 仰付被下度旨申出、願之通

- 一 同人右同断^ニ付、為寄上瑠理昼七時より暮六時迄、日数廿日被 仰付被下度申出、日数十六日被 仰付旨、何も御町奉行へ申渡之

八月十六日

- 一 操座元四郎佐
八幡御祭礼^ニ付、為寄上瑠理先頃願之通被 仰付候処、聞人不足^ニて諸入料計^ニも相届兼候間、過日五日被 仰付被下度旨、願之通御町奉行へ申渡之

九月十七日

- 一 操座元四郎佐願出候は、操不当^ニて金主へも迷惑仕候付、過日来^ル九日より五日被 仰付被下度旨申出、晴天無構過日三日可申付旨、御町奉行へ申渡之

天明五年（一七八五）

五月十一日

- 一 御祭礼為御賑操興行仕度候間、晴天十五日被 仰付被下度旨、座元又右衛門願書を以申出、晴天七日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

五月廿六日

- 一 操座本又右衛門願出候は、下小路稻荷御祭礼^ニ付、操興行晴天七日被 仰付候処、過日五日被 仰付被下度旨申出、過日晴天三日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

九月朔日

- 一 操座元又右衛門申出候は、当月春日神明御祭礼^ニ付、為御賑晴天^ニ無構廿日操興行仕度旨申出、晴天^ニ無構当月廿日迄被 仰付、御町奉行へ申渡之

十一月六日

- 一 操座元又右衛門願出候は、此度仙台城下川原町より、座敷淨瑠理為渡世罷越候弥惣治、并娘尾上逗留御判紙頂戴罷有候、然処近年打統渡世方、不繁昌ニテ困窮罷在候、依之右両人之者為寄仕候て、相統之助ニ仕度候間、昼七時より夜五時迄之内、日数廿日被 仰付被下度旨願出、日数十日願之通御町奉行へ申渡之

天明六年（一七八六）

八月十日

- 一 八幡御祭礼ニ付、為寄淨瑠理日数十五日被 仰付被下度旨、操座本又右衛門申出、御祭礼中望之通御町奉行へ申渡之
- 閏十月廿六日

- 一 講談為寄今日限ニテ相済候付、過日八日被 仰付被下度旨、操座元又右衛門願出、日数五日願之通御町奉行へ申渡之

天明七年（一七八七）

八月五日

- 一 操座本又右衛門願出候は、八幡御祭礼ニ付、妹安為寄淨瑠理日数廿日被 仰付被下度申出、御祭礼中望之通御町奉行へ申渡之

八月十三日

- 一 八幡御祭礼ニ付、江戸本石町三丁目より参候寿仙と申者、軍書講談為寄興行仕度、昼七時より暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨、操座本又右衛門願出、日数十日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

日被 仰付被下度旨申出、三日過日被 仰付旨御町部郷へ申渡之

同廿四日、過日七

九月八日

- 一 操座本又右衛門願出候は、此度 春日・神明両社御祭礼ニ付、軍書講談為寄、昼七時より暮六時迄、日数廿日被 仰付被下度旨 申出候間、日

数十日願之通御町奉行へ申渡之、同十八日、過日十日申出候処、五日被 仰付、御町奉行へ申渡之

天明八年（一七八八）

九月四日

- 一 当月 八幡御祭礼ニ付、於婦命寺、為寄上瑠理日数、廿日被 仰付被下度旨、初日之儀は追て可申上旨、操座本又右衛門申出、願之通御町奉行へ申渡之

天明九年（一七八九）

八月朔日

- 一 操座本又右衛門願出候は、八幡御神事ニ付、於婦命寺為寄上瑠理、昼七時より暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度、初日之儀は追て可申上旨 申出、望之通御町奉行へ申渡之

八月廿九日

- 一 操座元又右衛門願出候は、来九月春日・神明両社御祭礼ニ付、為御賑江戸本石町三丁目重大夫・源庄・吾市、右三人ニテ為寄上瑠理、八幡町於婦命寺昼七時より暮六時迄、日数廿日被 仰付被下度旨申出、願之通御町奉行へ申渡之

九代利正から十代利敬にかけて天明年間は、餓死者四万、病死二万四千人とも言われる天明の大飢饉（天明三（一七八三）年）を挟んでいる。そのためか城内はもちろんのこと領内での興行は激減する。ただ、そういう時期こそ、新しい大衆芸能が生まれるようである。安永年間から多くなった見世物はさらに多種多様なものが増え、からくりものの流行はそのままだに、さほど道具などはいらない万歳なども出てくる。

天明年間よりも幾分気候が安定してくる寛政年間に入るとさらに大衆芸能の流行

が加速する。見世物も奇術（手品）や曲芸のような技術を中心に見せるものだったが、次第に珍獣や奇草木石などの天然奇物、さらにガラス細工や籠細工などの細工ものが多く出るようになっていく。また、ものまねや声色、力持ち、写し絵など現代にも通じる芸能も見える。

こうした時代に操座本（元）は世代交代している。天明五（一七八五）年五月十一日の操興行では、座元又右衛門が登場する。前年の天明四（一七八四）年の九月は四郎佐の名であるため、この間に代替わりしたと推測できる。この寛政年間に、狂言太夫は玉座衛門から弁蔵に、御駒太夫は庄吉から京吉にと代替わりしている。大衆芸能が加速した寛政年間には、江戸や大坂、仙台から数多くの渡世がやってきており、それぞれの支配する芸能ごとに動いていたことがよくわかる。又右衛門も支配していた操芝居を始めとして、講談（講釈）、浄瑠璃語（寄席浄瑠璃）、浮世噺の興行許可の願出を何度も行っている。又右衛門はこれまでの操座元（本）の中で最も多く登場し、本来の操人形芝居よりも為奇浄瑠璃での興業願いに関わっている。当館の指定資料には「又右衛門」と記された文箱がある。おそらく操の由来書でもある「道薫坊傳記」⁽¹⁴⁾が収められていたのではないかと思われるものである。この又右衛門と雑書に出てくる又右衛門は同一人物とみて良いだろう。

寛政二年（一七九〇）

八月三日

- 一 操座本又右衛門願出候ハ、当月 八幡御神事ニ付、為御賑為奇浄瑠璃興行仕度、尤昼七時より六ツ時過迄日数廿日興行仕度、場所之儀ハ帰命寺借請候手合仕候間、初て之儀追て可申上旨申出、願之通、尤暮頃為相仕廻候様御町奉行へ申渡之

八月十三日

一 操座本又右衛門願出候ハ、八幡御神事ニ付、為御賑大坂久太郎、町より罷下候井筒太夫志藤、為寄上瑠璃興行仕度候、日数廿日昼七時より暮六時迄、尤八幡丁帰命寺勝手之方借請候間、被 仰付被下度之旨、願之通 御町奉行へ申渡之

九月三日

操座元 又右衛門

一 於八幡丁、為寄上瑠璃廿日願之通被 仰付候処、今明日計ニ御座候間、過日七日被 仰付被下置度旨申出、三日過日被 仰付之旨、御町奉行へ申渡之
九月十四日

一 操座元又右衛門願出候ハ、神明御祭礼ニ付、為御賑深川より参候龍之軍書講談為寄、昼七時より暮頃迄日数廿日、八幡町帰命寺借請興行仕度旨申出、日数十五日願之通御町奉行へ申渡之、
但日数之儀十五日申渡、追て過日願ハ申上間敷旨口達之

寛政三年（一七九一）

八月三日

一 八幡御神事ニ付、為寄上瑠璃七時より六時迄、日数廿日被 仰付被下度、場所ハ帰命寺借請手合仕候旨、操座本又右衛門申出、願之通、尤暮頃相仕廻候様可為仕旨、御町奉行へ申渡之

九月十一日

一 神明御祭礼ニ付、大坂より下り候井筒太夫、為寄上瑠璃仕度候間、昼七時より暮六時過迄、日数廿日、八幡丁於帰命寺興行仕度旨、操座本又右衛門願出、十五日被 仰付候間、過日は追て願上申間敷旨、御町奉行へ申渡之

十一月十九日

一 操座元又右衛門願出候は、江戸神田燕三志軍書講釈、為渡世罷越候付、

座鋪為寄日数十五日被 仰付被下置度、尤場所之儀ハ、寺院之内借請興行仕度旨申出、願之通日数十日被 仰付、御町奉行へ申渡之。

寛政四年（一七九二）

八月五日

一 八幡御神事^ニ付、仙台国分町信大夫・文候・三代吉、於帰命寺昼七時より暮六時迄、為寄淨瑠璃興行仕度、日数廿日被 仰付被下度旨、操座元又右衛門願之通御町奉行へ申渡之

九月十三日

一 操座本 又右衛門

此度 神明御祭礼^ニ付、操興行仕度、日数晴天十五日被 仰付被下置度、尤木戸札銭式拾文、筵銭八文、棧敷百五拾文取立申度旨申出、日数十二日願之通御町奉行へ申渡之

九月廿九日

一 操座元又右衛門儀、前書有之通操晴天十二日被 仰付候処、過日五日被 仰付被下度旨願出、二日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

寛政五年（一七九三）

三月廿九日

一 操座元又右衛門願出候は、来月薬師御祭礼^ニ付、操晴天十五日興行仕度、八幡御社之内にて木戸銭式拾文、筵八文、棧敷百五拾文^ニ仕度由申出候処、晴天十日願之通被 仰付、場所之儀は八幡御社之内可申出旨、御町奉行へ申渡之

但明王院寺内、無心之由双方申出、望之通四月二日申渡之

四月廿七日

一 操座元又右衛門願出候ハ、操日限最二日相残候、雨天故不入にて内々迷惑仕候、過日晴天五日被 仰付被下度旨申出候処、晴天二日願之通御町

奉行へ申渡之

八月九日

一 八幡御祭礼^ニ付、為寄上瑠璃於帰命寺、昼七ツ時より暮六ツ時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨、操座元又右衛門願之通御町奉行へ申渡之

九月廿三日

一 操座本 又右衛門

此度仙台より参候安太夫きよ^并清兵衛、右式人^ニて為寄上るり興行仕度候間、日数廿日被 仰付被下度旨、尤場所之儀ハ八幡丁帰命寺借請候筈、手合仕候段願書、願之通御町奉行へ申渡之

九月廿九日

一 操座本 又右衛門

江戸浅草より参候蟬洞軒、軍書講談為寄興行仕度候間、昼七ツ時より暮六時迄日数廿日、場所寺ノ下了源寺借請候筈、手合仕置候由申出、日数十日願之通御町奉行へ申渡之

十月十日

一 前書有之候軍書講談為寄、今日計^ニて相済候付、過日五日被 仰付被下度旨操座元又右衛門申出、過日三日願之通御町奉行へ申渡之

十月十三日

一 操座元 又右衛門

先月願出候女太夫きよ・清兵衛、為寄上瑠璃日数廿日願之通被仰付候処、追願三日申出、過日二日願之御町奉行へ申渡之

十月十七日

一 操座元又右衛門願出候ハ、江戸芝切通しより参候成田如川、軍書講談為寄、昼七時より暮六時迄日数廿日、八幡丁帰命寺借請興行仕度旨申出、日数十五日願之通御町奉行へ申渡之

十一月四日

- 一 操座本又右衛門願出候ハ、江戸芝切通しより参候成田如川、軍書講談、八幡丁於婦命寺為寄十五日被 仰付候処、評判も御座候て聞人も相応御座候付、七日過日願出候処、過日四日願之通被 仰付、御町奉行へ申渡之

寛政六年(一七九四)

六月四日

- 一 操座元 又右衛門

当月藤ヶ森尾崎祭礼ニ付、為御賑操興行仕度、晴雨無構日数廿日被仰付被下度旨、尤場所之儀は、明王院寺内借請申度、初日之儀は、追て可申上旨申出、願之通御町奉行へ申渡之

七月四日

- 一 操座元 又右衛門

此度操興行日数廿日、願之通被 仰付候処、今日計相残候、初日より見物人不足御座候之処、昨日より入も御座候間、五日之過日被 仰付被下度旨申出、過日三日願之通、御町奉行へ申渡之

八月四日

- 一 八幡御神事ニ付、為御賑為寄浄瑠璃、昼七時より六時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨申上、操座元望之通御町奉行へ申渡之

九月四日

- 一 春日神明御祭礼ニ付、為御賑於婦命寺軍書講談興行仕度、昼七時より暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨申出、日数十五日操座元又右衛門、願之通御町奉行へ申渡之

九月十八日

- 一 操座元 又右衛門

前書有之通、軍書講談日数十五日、願之通被 仰付、今日計御座候、

過日七日被 仰付被下度旨申出、過日五日願之通御町奉行へ申渡之

寛政七年(一七九五)

七月廿日

- 一 操座元又右衛門

此度八幡宮御神事ニ付、為御賑操晴雨無構日数廿日興行仕度、尤木戸銭式拾四文・筵銭拾式文・棧鋪銭式百五拾文にて、相始締候日限之儀は追て可申出旨申出、願之通御町奉行へ申渡之

八月三日

- 一 操座元又右衛門願出候ハ、当月御神事ニ付為御賑為寄上瑠璃、昼七時より暮六時過迄、日数廿日興行仕度、尤場所之儀は八幡丁婦命寺借請候筈、内手合仕候由、願之通御町奉行へ申渡之

九月四日

- 一 操座元 又右衛門

神明・春日御祭礼ニ付、晴雨ニ無構十五日被 仰付被下度旨申出、日数十二日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

九月十二日

- 一 神明御祭礼ニ付、為御賑為寄浄瑠璃、於婦命寺興行仕度、昼七時より暮六時過迄日数廿日被 仰付被下度旨申出、日数十三日操座元又右衛門望之通御町奉行へ申渡之

九月廿八日

- 一 操座元又右衛門申出候は、為寄浄瑠璃日数十三日被 仰付候処、昨今迄日数相済申候間、過日五日被 仰付被下度旨願出、二日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

寛政八年(一七九六)

八月六日

一 八幡祭礼ニ付、為寄浄瑠璃昼七時より暮六時過迄、日数廿日、於帰命寺興行仕度旨、操座元又右衛門願之通御町奉行へ申渡之
九月六日

一 春日・神明両社御祭礼ニ付、為御賑為寄浄瑠璃、昼七時より暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨、操座元又右衛門願出、日数十三日願之通御町奉行へ申渡之

九月廿二日

一 操座元又右衛門願出候は、神明・春日御祭礼ニ付、為寄浄瑠璃、日数十三日願之通被 仰付候之処、過日七日被 仰付被下度旨申出候処、五日被 仰付候旨、御町奉行へ申渡之

九月廿三日

一 長町万吉願出候は、大慈寺末寺天福院稻荷御堂、去年三月類焼ニ付、氏子講中之者共相談仕、建立仕度願居候、来ル廿九日御湯立御祈禱之節、為御賑草相撲晴天七日、右於境内興行仕度、木戸錢拾四文筵錢六文宛、右寄錢を以建立助情（勢）仕度旨、大慈寺末書を以申出、願之通寺社奉行へ申渡之

一 操座元又右衛門願出候は、右同断ニ付、晴天十五日操興行仕、右助情を以建立仕度旨、大慈寺よりも添口上書を以申出、日数十日願之通寺社御町奉行へ申渡之

十月廿六日

一 操座元又右衛門願出候は、此度江戸深川より参候藤堂吉来、軍書講釈為寄、昼七時より暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度、尤場所之儀は八幡丁帰命寺借請候間、被 仰付候ハ、早速相初度旨申出、日数十日願之御町奉行へ申渡之

寛政九年（一七九七）

閏七月廿八日

一 八幡御神事ニ付、為御賑操興行仕度、晴雨ニ無構日数二十日被 仰付被下度、木戸錢一人式拾文筵錢拾式文、棧敷式百五拾文取立申度旨、操座元又右衛門申出、日数十五日願之通可申付旨、御町奉行へ申渡之

八月十七日

一 操座元又右衛門儀、操残り三日有之候付、過日八日被 仰付被下度旨願出候処、過日五日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

八月廿四日

一 八幡丁清八願出候ハ、為寄浄瑠璃是迄四日興行仕候処、太夫病氣ニて興行不仕罷在候、殊只今之処、至て間狭ニて、口論も出来可申様子ニ相見得候付、今日操仕廻跡地無心右場所ニて興行仕度旨、検断末書ニて申出、願之通御町奉行へ申渡之

八月廿九日

一 此度、春日・神明両社御祭礼ニ付、為御賑軍書口談為寄興行仕度、日数廿日被 仰付被下度旨、尤相始候日限之儀は、被 仰付次第可申上旨、操座元又右衛門願書・口上書、検断以末書申出、日数十五日可申付旨、御町奉行へ申渡之、尤町家広キ場所も無御座候間、此度之軍書口談ハ、帰命寺ニて興行被 仰付被下度旨、尤火之元用心等之儀ハ、無油断可仕旨申出、是又願之通御町奉行へ申渡之

九月二日

一 帰命寺伺出候は、此度神明御祭礼ニ付、河原町又右衛門軍書口談、願之通被 仰付候付、拙寺本堂用達呉候様申ニ付、御差支も無之候ハ、用達可申哉之旨、大泉寺末書を以申出、伺之通寺社御奉行へ申渡之

九月五日

一 操座元又右衛門願出候は、為寄浄瑠璃願之通被 仰付、興行仕度候処、

残日二日御座候、然処当月春日・神明両社御祭礼ニ付、為御賑右淨瑠璃、直々日数十日被 仰付被下度旨、検断末書を以申出候処、日数五日可申付旨、御町奉行へ申渡之

九月十一日

一 操座元又右衛門願出候は、為寄淨瑠璃過日迄、願之通被 仰付興行仕候、此上過日五日猶又被 仰付被下度旨、検断以末書申出、願之趣難被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

九月十七日

一 軍書口談願之通被 仰付、興行仕候処、残日今明日計ニ御座候間、過日七日被 仰付被下度旨、操座元又右衛門申出、願之通御町奉行へ申渡之

寛政十年（一七九八）

三月廿九日

一 操座元又右衛門 薬師祭礼ニ付、操興行仕度候間、晴天十五日被 仰付被下度旨申出候之 難被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

七月八日

一 天福院

当時観音堂大破ニ付、氏子講中之者共建立仕度、兼て心掛候得とも自分ニ及兼候付、来ル十六日観音祭礼御座候間操興行仕、右余分を以建立補ニ仕度、晴天十五日被 仰付被下度、木戸銭老入拾八文、筵銭拾文、棧敷老間百五十文取立申度旨、願書大慈寺末書を以申出、日数五日願之通寺社御奉行へ申渡之

七月廿四日

一 操座元又右衛門願出候は、当八月 八幡宮御祭礼ニ付、為御賑操興行仕度、日数廿日被 仰付被下度旨申出、日数十五日願之通御町奉行へ申渡之

八月十二日

一 八幡御神事ニ付、為御賑為寄上瑠璃興行仕度、昼七時より暮六時過迄日数廿日被 仰付被下度旨申出、尤場所并相始候日限之儀は、願之通被 仰付被下置候へ、早速可申上旨申上、日数十五日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

八月廿日

一 操座元又右衛門願出候は、操日数十五日被 仰付候処、今日計ニ付、過日七日被 仰付被下度旨申出、五日願之通可申付旨、御町奉行へ申渡之

九月四日

一 操座元又右衛門願出候は、春日・神明御祭礼ニ付、為御賑軍書講談為寄興行仕度候間、昼七時より六時過迄、日数廿日被 仰付被下度、尤場所之儀は八幡町婦命寺借請候管手合仕候段申出、日数十五日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

寛政十一年（一七九九）

八月九日

一 操座元又右衛門願出候は御神事為御賑、於八幡丁為寄上瑠璃興行仕度候間、昼七時より暮六時迄、日数廿日被 仰付被下度旨申出、十五日被 仰付旨御町奉行へ申渡之

八月廿五日

一 操座元又右衛門願出候は、為寄上瑠璃日数十五日、願之通被 仰付候処今明日計ニ御座候間、過日七日願出、日数三日過日御町奉行へ申渡之

九月朔日

一 操太夫又右衛門願出候は、毎太夫為寄淨瑠璃残り日二日ニ罷成候、過日七日被 仰付被下度旨申出候処、過日三日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

九月十日

一 操座元又右衛門願出候は、春日・神明御祭礼ニ付、戸間太夫・女太夫富為寄上瑠理、廿日被 仰付被下度旨申出、五日被 仰付、御町奉行へ申渡之

九月十三日

一 操座元願出候は神明御祭礼ニ付、每太夫又五郎為寄上瑠理於八幡町興行仕度候間、日数廿日被 仰付被下度旨申出、五日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

九月十五日

一 操座元又右衛門願出候ハ、春日・神明御祭礼為御賑、為寄上瑠理願上五日被 仰付候処、過日七日願出候間二日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

九月十八日

一 操座元又右衛門儀、每太夫又五郎寄セ上瑠理、過日七日被 仰付被下度旨申出候処、二日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

十一月廿二日

一 操座元又右衛門願出候ハ、此度江戸浅草より参候志道軒軍書講談為寄、昼七時より六時過迄八幡丁借請興行仕度候、日数廿日被仰付被下度旨申出、日数十五日願之通御町奉行へ申渡之

十二月九日

一 操座元又右衛門儀、志道軒講談為寄残り二日有之付、過日七日被 仰付被下度申出、願之通御町奉行へ申渡之

寛政十二年（一八〇〇）

七月晦日

一 操座元又右衛門願出候は、八幡御神事、為御賑為寄浄瑠璃興行仕度候間、昼七時より暮六時迄、日数廿日被 仰付被下度旨申出、日数十五日、

願之通御町奉行へ申渡之

但、場所之儀は、八幡丁治兵衛居宅借請候由

八月十三日

一 八幡御神事ニ付、為御賑為寄浄瑠璃、先頃日数十五日、願之通被 仰付候処、猶又每大夫と申者参候付、昼七時より暮六時迄、日数廿日被 仰付被下度旨、操座本又右衛門申出、日数十五日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

八月十八日

一 女大夫政、為寄上瑠理日数十五日、先頃願之通申渡候之処、此上過日三日被 仰付被下度旨、操座本又右衛門、願之通御町奉行へ申渡之

八月廿六日

一 操座本又右衛門願出候は、御神事ニ付、為御賑每大夫為寄上瑠理、日数十五日、願之通被 仰付候処、猶亦過日七日被 仰付被下度旨申出、過日三日、願之通御町奉行へ申渡之

但、最初日数廿日願出、十五日之日数申渡之

九月六日

一 操座元又右衛門願出候ハ、春日・神明両社御祭礼ニ付、為御賑每大夫為寄上瑠理興行仕度候間、昼七時より暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨申出、日数五日願之通被 仰付、御町奉行へ申渡之

九月十四日

一 春日・神明御祭礼ニ付、為寄上瑠理先頃日数五日、願之通被 仰付候処、此上過日七日被 仰付被下度旨、操座元又右衛門申出、過日二日可申付旨、御町奉行へ申渡之

十一月八日

一 操座本又右衛門

江戸浅草講談師志道軒と申者、此度花巻迄罷越居候間、御当所にて興行為仕度候間、昼七時より暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨、尤場所之儀は、八幡丁之内、借受之積手入罷有候、初日之儀被 仰付候ハ、早速可申上旨申出、日数七日被 仰付、御町奉行へ申渡之

十一月十七日

一 前書有之通、志道軒軍書講談、為寄日数七日被 仰付候処、猶亦過日七日被 仰付被下度旨、操座本五右衛門申出、日数三日、願之通御町奉行へ申渡之

十一月廿日

一 前書有之通、志道軒軍書講談、過日三日被 仰付候処、右諸入方等も相増、内々勘定向難渋仕候間、此上過日五日被 仰付被下度旨、操座本又右衛門申出、尤此節印判細工等も無之、迷惑仕候旨申出、過日三日可申付旨、御町奉行へ申渡之

享和二年（一八〇二）

五月廿一日

一 繰座元四郎佐願出候は、此度住吉御祭礼^三付、為御賑線晴雨無構日数五日、願之通被 仰付興行仕候処、此上過日七日、被 仰付被下度旨申上、望之通過日三日可申付旨、御町奉行へ申渡之

八月二日

一 此度八幡御神事^二付、為御賑〇〇浄瑠璃興行仕度、昼七時より暮六時過迄〇〇日被 仰付被下度、尤初日之儀は、被 仰付次第可申上旨、操座元四郎佐願書を以申出、日数十五日望之通、尤夜^二入不申暮六時^三限、可申旨御町奉行へ申渡之

享和三年（一八〇三）

八月十一日

一 繰座元四郎佐願出候ハ、講談師鶴橋儀、当月八幡御神事心懸罷下候処、御差支之儀有之、御祭事御延引之旨被 仰出候処、遠路罷下道中諸遣も有之、相補出立可仕様無之付、軍書講談興行仕、路用等相補出立為仕度、七ツ時より暮六時迄日数廿日被 仰付被下

九月十一日

一 八幡町帰命寺、此度為寄浄瑠璃^并八人芸仕度旨、河原町四郎佐、仙北町京吉願之通就被 仰付候、本堂庫裡無心^二付用立、右礼物を以寺繕^并相続仕度旨、大泉寺以末書申出、願之通寺社御奉行へ申渡之

九月十九日

一 繰座元四郎佐願出候ハ、同断^三付、江戸新石丁より罷下候瀬戸太夫、同所宇多川丁より参候女太夫すみ兩人^二て、為寄上瑠璃興行仕度、昼七時より暮六時迄、日数廿日被 仰付被下度、願之通被 仰付候ハ、初日場処早速可申上旨申出候処、日数十日可申付旨、何も御町奉行へ申渡之

文化二年（一八〇五）

九月五日

一 此度春日・神明両社御祭礼^三付、為御賑為寄浄瑠璃興行仕度、昼七時より暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度、尤場所之儀ハ八幡町之内借請候筈、初日之儀は被 仰付被下置候ハ、可申上旨操座本四郎佐以願書申出、日数十五日望之通可申付旨、御町奉行へ申渡之

文化三年（一八〇六）

五月十七日

一 繰座本栄太代清八願出候は、下小路稻荷御祭礼^三付、為寄上留理興行仕度、尤太夫之儀は御所之者之内相雇申候間、日数十日被 仰付被下度、札錢之儀は十八文、場所之儀は油丁之内手合仕候段申出、日数七日願之通可申旨、御町奉行へ申渡之

八月朔日

- 一 八幡御神事為御賑、江戸浅草より来候女太夫そよ吉、為寄浄瑠璃興行仕度候間、日数廿日被 仰付被下度、尤場所并初日之儀は被 仰付候ハ、早速可申上旨操座元代清八申出、願之通御町奉行へ申渡之

八月十二日

- 一 右同断ニ付、江戸大伝馬町より来候講師秀端、并女太夫菊兩人にて、為寄興行仕度日数廿日被 仰付被下度旨、操座本代清八申出、何も願之通御町奉行へ申渡之

八月廿三日

- 一 八幡御神事ニ付、為寄浄瑠璃日数廿日被 仰付置候処、廿一日より残日三日有之付、過日五日被 仰付被下度旨、操座本清八、願之通御町奉行へ申渡之

九月朔日

- 一 操座元代清八願出候は、当月春日神明御祭礼ニ付、為御賑大坂嶋ノ内より、写絵渡世虎治郎・文蔵、并江戸京橋より来候浄瑠璃渡世八ツ太夫、右三人にて浄瑠璃・写絵取交興行仕度、日数廿日被 仰付被下度、場処初日之儀は、追て可申上旨申出、日数十二日願之通可申付旨、御町奉行へ申渡之、同十七日過より五日申渡之

九月二日

- 一 前書有之候 八幡御神事ニ付、講積日数廿日、願之通被 仰付興行仕候之処、残日今日計御座候間、過日五日被 仰付被下度旨、操座元代清八申出、日数三日望之通御町奉行へ申渡之

九月四日

- 一 大泉寺 末寺八幡丁帰命寺儀、無壇無縁之寺御座候、然処此度春日神明御祭礼ニ

付、為御賑為寄浄瑠璃、并写絵興行被 仰付候間、本堂用立具候様無心御座候間、用立右札物を以諸繕、并相談仕度旨申出、願之通寺社御奉行を以申渡之

九月十四日

- 一 神明御祭礼ニ付、為御賑江戸大伝馬丁より来候秀端、軍書講談為寄興行仕度、日数廿日被 仰付被下度、場所初日之儀は被 仰付候ハ、早速可申上旨操座元代清八申出、日数十五日可申付旨、御町奉行へ申渡

文化四年（一八〇七）

八月廿二日

- 一 八幡御神事ニ付、為御賑佐川東幸講釈浮世咄座本栄太弟子共之内を以浄瑠璃相加、興行奉願上候処、日数十五日被 仰付候処、東幸病氣ニ付、江戸より来候女太夫瀧と申者取替興行罷在候処、日数今日計御座候間、過日五日被仰付被下度旨、操座代本代清八申出、願之通御町奉行へ申渡之

九月六日

- 一 春日・神明御祭礼ニ付、為御賑江戸より来候秀端と申者にて、軍書講談興行仕度、昼七ツ時より暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨、操座本代清八願出、日数十日被 仰付旨、御町奉行へ申渡之

九月十七日

- 一 此度春日・神明御祭礼ニ付、為御賑江戸より来候講師秀端、右老人為寄興行仕度段奉願上候処、日数十日被 仰付、日限も最早今日計御座候間、過日七日被 仰付被下度旨、操座本代清八願出、願之通過日五日可申付旨、御町奉行へ申渡之

文化七年（一八一〇） 記述なし 大泉寺よる為寄浄瑠璃興行願あり

文化八年（一八一二） 記述なし 大泉寺よる為寄浄瑠璃興行願あり

文化九年（一八一三） 記述なし 大泉寺による浮世咄興行願あり

文化十三年（一八一六）

八月十日

一 此度御祭礼ニ付、為御賑為寄浄瑠璃七ツ時より暮六時過迄、日数十日興行仕度、願之通被 仰付被下置候ハ、場所・初日之儀は早速可申上旨、操座本代り清八・川原町検断伊八末書を以申出、願之通御町奉行へ申渡之
八月廿六日

一 操座本代清八申出候は、先頃御祭礼ニ付、江戸両国より浄瑠璃渡世にて来候女太夫、しきん・為寄浄瑠璃興行仕度、七時より暮六時迄日数十五日被 仰付被下度旨申上、願之通御町奉行へ申渡之
但、過日七日願之通、閏八月十七日御町奉行へ申渡之

文化十四年（一八一七）

三月廿日

一 操座本清八申出候は、来月十五日 若宮八幡御祭礼ニ付、為御賑弟子共中操興行仕度、晴天十日札銭廿文、筵銭拾弍文、棧敷百五拾文ニ被 仰付被下度旨申上、願之通御町奉行へ申渡之

六月廿五日

一 船霊様、来月朔日御祭礼ニ付、女太夫文字兼為寄浄瑠璃興行仕度、日数十日場所之儀は、川原丁善七所にて、初日之儀は被 仰付候ハ、早速可申上旨、操座本代り清八願出、願之通御町奉行へ申渡之

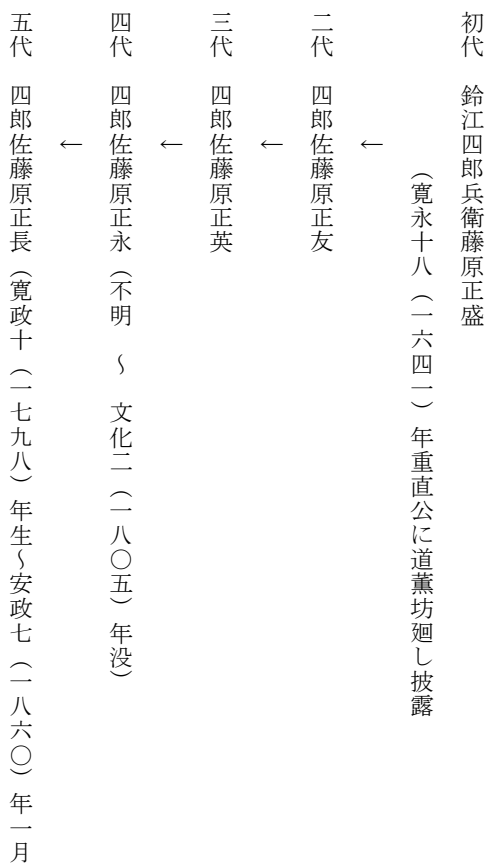
六月廿九日

一 船霊御祭礼ニ付、為御賑私弟子文操右壱人にて、浮世嘶興行仕度、日数十日場所之儀は、川原丁川岸空地之処拝借仕度、尤初日之義ハ被 仰付被下置候ハ、早速可申上旨操座本代清八願出、願之通御町奉行へ申渡之
文化十五年・文政元年（一八一八） これ以降記述なし

長らく座本（元）を務めた又右衛門に代わり、享和年間には四郎佐へと代替わりする。しかし享和二（一八〇二）年五月に登場する四郎佐は、その四年後、文化三（一八〇六）年の五月にはもう名はない。代わって「栄太」なる人物が座本（元）になるが、さらにその座本（元）代わりとして「清八」が出てくる。清八は「操」や「座本（元）」の関連記述がなくなる文政元（一八一八）年まで、「操座本（元）代清八」として、登場しつづける。途中「代」がとれるところもあるが、そのあと「代」があるため誤りと考えられる。

この「清八」という名は、又右衛門が座元をしていた頃、一度だけ登場している。寛政九（一七九七）年八月二十四日に為寄浄瑠璃が行われる予定だったが、浄瑠璃の太夫が病のために急遽、操の興行を行うこととなった。その際に登場したのが「八幡丁清八」である。

今回、雑書で確認した操座本の記事と鈴江家に残っていた系図などを比較してみたい。鈴江家の資料として存在する系図や古文書などを見ると、



没

六代 四郎佐藤原正意（四郎兵衛¹⁵）（文政三（一八二〇）年生、不明）

七代 四郎佐藤原正中 「二葉屋」と改称

八代 鈴江武四郎（明治十七（一八八四）年、昭和十四（一九三九）年）

九代 印判業廃業

（七代以降は、棟札および鈴江家親戚より聞き取り）

五代目四郎佐正長について、既に門屋氏の著書でも示されている¹⁶が、改めて鈴江家の古文書『諸願書留帳』の記事を取り上げてみたい。『諸願書留帳』は、嘉永三（一八五〇）年から明治三（一八七〇）年の二十年間の操座本¹⁷（元）鈴江四郎佐の興行に関する書留帳である。これに先行して『諸用書留帳』もあり、こちらは弘化二（一八四五）年、嘉永三（一八五〇）年の五年間が記されている。興行の内容については、上白石実氏の論文「幕末維新期盛岡における操興行と盛岡藩」¹⁷で大変詳細にまとめられているため、こちらを参考にしてみたい。この『諸願書留帳』の中に四郎佐が安政七（一八六〇）年正月八日付の検断に提出した書留が次のようなものである。

乍恐奉願上候事

一

文化二^五（一八〇五）年九月道薫坊巡操座本^并御印判師共親名跡被 仰付、

私儀

難有仕合奉存候。当年迄五拾六力年相勤罷有候所、兼而中風之症相煩居候二付、此節相勝れ不申候。色々養生仕候得共、快氣可仕躰無御座候。

昨今存命不定罷成候。依之恐多申上候様奉存候得共、万一之儀茂御座候ハ、子供四郎兵衛当四拾老歳罷成候。此者私名跡被 仰付被下置度奉願上候。此旨宜被仰上被下置度奉頼候以上。

安政七年申正月八日 操座本^并御印判師

四郎佐 印

検断 長十郎殿

このあと五代目四郎佐正長は亡くなり、願いのおり子供の四郎兵衛が座元と御印判師の名跡を継ぐ。このことから、先代四代目が亡くなった年に継いだことがわかり、子供は「四郎兵衛」という名であることがわかる。

これに対し、雑書から読み取れる座本¹⁷（元）の変遷は、次のとおりとなる。ちなみに、雑書に出てこなくなった時が没年とすれば、四代四郎佐正永の没年と雑書の座本四人目の四郎佐の没年が一致する。それが正しいと仮定するならば、

初代 四郎兵衛（・・・宝永二（一七〇五）年、宝暦元（一七五二）年）

二代 四郎佐（宝暦十三（一七六三）年、天明四（一七八四）年）

三代 又右衛門（天明五（一七八五）年、文化二（一八〇〇）年）

四代 四郎佐（享和二（一八〇二）年、文化二（一八〇五）年）

五代 栄太（文化三（一八〇六）年、文化十四（一八一七）年・・・）

代清八（文化三（一八〇六）年〜文化十四（一八一七）年・・・）

となる。鈴江家の系図から五代目四郎佐正長は寛政十（一七九八）年生まれであり、四代目が亡くなった時にはまだ七歳である。正長と栄太が同一人物となれば、七歳の栄太は、座元として多くの渡世人や座を取り仕切ることが到底不可能であり、そう考えると清八なる人物が座本（元）代わりを務めたとしても納得がいく。ただ、又右衛門がよくわからない。三代目正英の別称だとしても正当な座本（元）継承者である「四郎兵衛」もしくは「四郎佐」を名乗らなかつたのはなぜか、門屋氏は「四郎兵衛」や「四郎佐」の名は後世名付けたと述べているが、さらに検討の余地があると思う。

昭和五十年に発行された『もりおか物語（四）―仙北町かいわい―』（18）には、明治十九（一八八六）年生まれの方の記事が掲載されている。そのまま引用する。

「なんでも南部さん時代には、盛岡の城下で何か芸をやるつていえば、必ず七軒町の御駒太夫のところサ来て、頭をさげて判コをもらわねエアば、やれなかつたといひあすな。それからもう一人は、川原町の鈴江武四郎という判コ屋でがすな。この両方の判コをついてもらわねエアばならなかつたということす。

つまりこれは、南部さんから盛岡でやる芸能の総元締をいつけられていたことなんでしょうな。このような権限を南部さんから許されていたから、城下で小屋掛けをして芸をやる芸人たちは、七軒町の御駒太夫と鈴江さんのところサ手数料のよいうなものをさし出して、許可をもらったもんだろうと思ひあすよ。（後略）」

仙北町に生まれ育った人たちの思い出の話が進められていくこの本の中に、七軒町御駒太夫と鈴江家の話が載っている。明治に入ってまもなく座本（元）としての務めをほぼ終えているが、明治後半になつても七軒町（丁）とともに鈴江家の話が

残っているということは座本（元）としての支配権が強かつたことが想像できる。鈴江武四郎は八代目の方で、昭和六十二年人形の発見のきっかけとなつた門屋氏（当時県博職員）が対応した鈴江愛氏のご尊父である。

最後に、古文書とともに貴重な資料として残っている人形がある。一人遣いの淡路人形と思われるもの五点、指遣い人形七点、狐とみられる棒遣い人形一点、指遣い人形の頭三点である。そのほか、腕や扇などの道具類がある。門屋氏の前述の著書『淡路人形と岩手の芸能集団』によると、目口が動く「三番叟」は、後にその部分を直した可能性があり、「享保〜元文（一七一六〜四一）以前であることは充分予測できる」としている。一方、加納克己氏著『日本操り人形史』（19）によると、胴串（心串）・かしらの形態や手の形態などから、万治・寛文頃（一六五八〜一六七三）としている。さらに同書では、淡路人形の中で古手と思われる「女」「男」の人形は、裾から手を入れる方法で扱う人形であり、小振りで長胴串であることなどから、寛永頃（一六二四〜四五）まで遡るのではとしている。

淡路人形よりも小振りな指遣い人形は、衣装の特徴から武官風と女官風の人形は寛文頃（一六六一〜一六七三）、練り絹の横格子の衣装をまとつた町人風の人形は元禄頃（一六八八〜一七〇三）のものとしている（19・20）。

これらの人形も併せて検討すべきことが多いが、過日、人形の材について教示を受けた（21）。明治以降の県内の操り人形の材は、加工しやすく自生しているために手に入りやすい、さらに演じる際も軽いということ、桐材が使用されている。しかし、鈴江家の人形はいずれも桐材ではないようである。実際に切り取って確認するわけにはいかないため断定はできないことだが、木目やヒビの具合から針葉樹であることは間違いない、頭のほか胴串や腕などもヒノキの可能性が高いという。スギの場合には毛羽立ちができるなど加工しづらく、また現在ではよく見るスギだが、植林されるようになるのは明治以降であり、本来高級のものらしい。自

生しているヒノキカスギとなると南の方だろうとのことである。現在の文楽や人形歌舞伎のかしらはヒノキで作られている。特に手で持つてかしらを操る胴串(心串)は、長く使用することに耐えられるようにヒノキが使われているそうだ(22)。こうしてみると、人形に使用された材からみても確かに初代(？)四郎兵衛とともに淡路国からやってきた人形と言えよう。

令和四年度テーマ展「新収蔵・新指定展―人文編―」において指定を受けた鈴江家の人形と古文書の一部を展示した。操座本(元)から手を引いたと思われる頃から人形が再び姿を現わずまで約百二十年、幾多の自然災害や戦争を乗り越えて、貴重な古文書とともによく現代まで残っていたと感心するばかりである。そしてその人形らがさらに三十五年経て、県指定有形民俗文化財となり後世に残していくべき貴重な資料であると認められた。その経緯の中に自分が展覧会などを通じて関係を持てたことは、本当に嬉しい限りである。

今回、『雑書』の中の「操」「操座本(元)」などの記事を拾い上げるという作業をしたが、さらに疑問に思うところも増えていったような気がする。『雑書』だけではなく他の文献とも更に比較しなくてはならないことはもちろんのことであり、未だ課題や謎は大変多いが、『雑書』における「操」「操座本(元)」の興行傾向はいくらか見えてきたのではないか。最後に『雑書』にみられる芸能記事の一覧、「操」に関する記事の一覧表を掲載した。今後の調査研究の一助になれば幸いである。

註

- 1 門屋光昭『淡路人形と岩手の芸能集団』シグナル社 一九九〇年
- 2 門屋光昭・山本玲子「盛岡藩の操師鈴江四郎兵衛資料について」『岩手県立博物館研究報告』第6号 岩手県立博物館 一九八八年

- 3 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館『盛岡藩雑書』第二巻 熊谷印刷出版部 一九八七年
- 4 「遠野古事記」下『南部叢書』第四冊 株式会社 東洋書院 一九八二年
- 5 「堺町」の誤りか。堺町は江戸時代歓楽街として賑わった町で、江戸三座の中村座や市村座、人形芝居茶屋が多く並んでいたという。(カラー版徹底図解『江戸時代 浮世絵・古地図で知る大江戸八百八町』新星出版社二〇〇七年)
- 6 『浄瑠璃大系圖』巻上 竹本筆太夫小鷹翁考ほか 塩屋喜兵衛ほか四名 一八四二年 国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/pid/2533814>
- 7 和田修「江戸古浄瑠璃の衰退と歌舞伎」『浄瑠璃の誕生と古浄瑠璃』岩波講座 歌舞伎・文楽 第七巻 (株)岩波書店 一九九八年
- 8 遠野市史編修委員会『遠野市史』第二巻 遠野市 一九七五年
- 9 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館『盛岡藩雑書』第六巻 熊谷印刷出版部 一九九二年
- 10 日本大辞典刊行会『日本国語大辞典』第四巻 (株)小学館 一九八九年
- 11 寺島良安編『和漢三才圖會』和漢三才圖會刊行委員会 (株)東京美術 一九七九年
- 12 一ノ倉則文編『用語南部盛岡藩辞典』株式会社東洋書院 一九八四年
- 13 岩手古文書館巻七『寺社町奉行留』岩手古文書研究会 二〇〇九年
- 14 「道薫坊傳記」―浄瑠璃人形芝居の由緒を書いた巻物。「編旨(天皇の秘書的役割をした蔵人が天皇の意を受けて出す命令書)」とともに神聖視され、各座はこれを持って全国を巡業した。前半は『日本書紀』の引用、後半は鈴江家(四郎兵衛)の由来が記述されている。鈴江家には二点保管されており、いずれも写筆年代不明の寛永十五(一六三八)年の写しである。
- 15 鈴江家古文書『諸願書留帳』より
- 16 前述 門屋光昭『淡路人形と岩手の芸能集団』

17 上白石実「幕末維新期盛岡における操興行と盛岡藩」『國學院雑誌』第一一九卷二号 二〇一八年

18 企画 盛岡の歴史を語る会『もりおか物語(四)―仙北町かいわい―』熊谷印刷出版部 一九七五年

19 加納克己著『日本操り人形史―形態変遷・操法技術史―』八木書店 二〇〇七年

20 加納克己・瀧見英明『東北地方一人遣い人形芝居調査報告書―猿倉人形を中心に―』平成二十年度文化庁芸術活動基盤充実事業 二〇〇九年

21 花巻おもちゃ美術館(花巻市)館長 平野裕幸氏の教示による。以前、指遣い人形を熟覧に来館したトロッコ人形劇の図書館館長の瀧見英明氏に、町人風のかしら三点のうち一点、二種類の木材が使用されているという指摘を受けた。その後、同様に見ていただいたところ、他の人形と同じヒノキと思われる針葉樹と朴の木ではないかと教示を受けた。

22 令和二(二〇二〇)年三月 淡路人形座(兵庫県南あわじ市福良甲一五二八・一地先)の芝居公演での解説による。

参考文献

・『世界大百科事典』 平凡社 一九七二年

・盛岡市『盛岡市史』(復刻版) トリョー・コム 一九七九年

・岩手県立図書館編『岩手史叢』横川良助「内史畧」(3)(4) 岩手県文化財愛護

協会 一九七四年、一九七五年

・船遊亭扇橋「奥のしをり」日本常民文化研究所『日本常民生活資料叢書』第九卷

(株) 三一書房 一九七二年

・藝能史研究会『日本庶民文化史料集成』第六卷 歌舞伎 (株) 三一書房 一九

七九年

・光田憲雄著『日本大道芸事典』(有) 岩田書院 二〇二〇年

・細井計『雑書』の世界―盛岡藩家老席日記を読む―岩手復興書店 二〇一六年

(きどぐち・しゅんこ)岩手県立博物館 〒102-0101 盛岡市上田字松屋 敷三四)

要旨

盛岡藩『雑書』には、城内や城下における大衆芸能の様子が数多く記されている。時代や藩主により大衆芸能の傾向を比較することができ、地方の藩でありながらも流行に遅れることなく城下での新しい芸能興行が繰り広げられていたことがわかる。その中で操り人形芝居に関する記述に着目することで、盛岡藩操座本を担ってきた鈴江家の興行(支配)の様子が垣間見えてくる。

キーワード 操人形、鈴江四郎兵衛、盛岡藩雑書、操座元



最上：操人形「女」
上：「女」の長胴串



上：操人形「三番叟」
左：「三番叟」のかしらと心串



左上から：指遣い人形「武官風」「女官風」「町人風」



左：文箱
右側の写真は赤外線写真で撮影したもの
「操座本 又右衛門」と見える



右上：指遣い人形「町人風」かしら
左上：同人形かしらの内部

盛岡藩雑書掲載大衆芸能表

	藩主	元号	謡	能	相撲	狂言	その他	太夫名	操・人形芝居	座本名・太夫名	
1664	二代重直	正保			1		かるた遊び				
		慶安			1						
		承応						躍2	八戸三五郎		
		寛文	1					三味線、神楽2	東都・残都・称々松座頭	6	菓子屋理兵衛・助惣太夫・徳左衛門
1673		寛文	5	55			小歌、琴・三味線	太夫油屋茂兵衛（江戸境町）	2		
1680	三代重信	延宝	9	55	28	30	連歌・歌会6、囃子4、南京操2、獅子踊2	篠塚半兵衛（狂言） かさり屋五郎左衛門（南京操）	22	桐一座（桐弥市右衛門） 清九郎	
		天和	2	18				連歌		4	虎屋永閑
1688		貞享	4	8			浄瑠璃謡、三味線	川原町左兵衛			
1692		元禄	5	11		2	歌会、囃子、漢和興行2、嶋原神楽	七軒丁権六・五郎右衛門・六之丞 福原伝太夫		虎屋永閑の記事あり	
1702	四代行信	元禄	10	19	1	3	鞠興行（蹴鞠）6、囃子7、講談（講釈）58	七軒丁権六 根市半蔵、根市権四郎 本多与一郎 山口静六			
1704	五代信恩	元禄	2	7	1	2	軽業、大神楽、講談	七軒丁 三戸町権六、三左衛門 八幡町六之丞			
1707		宝永	2	4	2	3	軽業芝居、講談、大神楽4	七軒丁金六（店屋金六） 権六、兵右衛門 八幡丁六之丞、三左衛門	3	仙北町四郎兵衛 （仙北町操太夫四郎兵衛、七軒丁四郎兵衛）	
1711	六代利幹	宝永	1	22		2	神楽、人形絡繰2、子供躍2、獅子踊2	三戸町権六 八幡町六之丞 てん屋金六	1	仙北町操師四郎兵衛	
1716		正徳	2	13	2	2	伊勢神楽、けんばい、小躍2、大々神楽2、大神楽、獅子踊、軽業	伊勢太夫次郎（太々神楽） 権六（太夫権六：狂言） 七軒丁駒太夫市右衛門	3	仙北町四郎兵衛	
1725		享保	9	10	3	3	大々神楽2、こま廻し、軽業芝居2	七軒丁駒太夫市右衛門 権六	2	座本七軒丁四郎兵衛	
1736	七代利視	享保	10	59	24	1	的11、囃子2、追出芝居2	七軒丁金六（御駒太夫金六） 太夫権六	1	操太夫四郎兵衛	
1741		元文	3	6	37	7	大々神楽、射的11、追出芝居、ほうらく操、のぞきからくり	狂言太夫八幡丁権六 駒太夫仙北町金六（七軒丁店屋金六） 阿部安左衛門（狂言）	3	操太夫仙北町四郎兵衛 （太夫四郎兵衛）	
1744		寛保	2	23	10	6	曲馬追出、神楽、芝居、軽業芝居	太夫玉左衛門（八幡丁玉左衛門） 御駒太夫庄吉	3	座本四郎兵衛	
1748		延享	4	22	13	8	軽業芝居2、小芝居	御駒太夫庄吉 太夫玉左衛門	5	座本四郎兵衛（操太夫四郎兵衛）	
1751		寛延	2	6	1	3	盛岡芝居、軽業、狂言芝居、歌舞伎芝居	狂言太夫玉左衛門 御駒太夫	1	（川原町検断）	
1752		宝暦	1	6	6	1	寄せ浄瑠璃	松嶋太夫（国分町） 太夫玉左衛門	1	座本四郎兵衛	
1764	八代利雄	宝暦	4	7	6	1	放人形、からくり見世物、寄席浄瑠璃、八人芸、竹田人形、ぜんまい唐繰、追出芝居	太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 真太夫・小膳治（江戸京橋：寄せ浄瑠璃）	2	盛岡四郎佐	
1772		明和	4	35	16	6	音物、笛之曲、唐繰見世物、まりの曲追出、神楽、竹田人形からくり、座敷浄瑠璃	太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 時太夫・友太夫（大坂北）	1	座本四郎佐（操座元四郎佐）	

木戸口俊子：盛岡藩『雑書』にみる大衆芸能～「操」・「鈴江四郎兵衛」を中心に～

	藩主	元号	謡	能	相撲	狂言	その他	太夫名	操・人形芝居	座本名・太夫名
1780	八代利雄	安永	4	5	13	13	軽業小芝居3、見世物12、小躍、寄浄瑠璃2、神楽	太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 勘中・やす（寄せ浄瑠璃）	3	操座本四郎佐 （川原町舟玉祭礼）
1784	九代利正	天明	2		9	8	神楽、見世物8、獅子踊、子踊、竹田人形唐縁2、軽業小芝居4、糸唐縁、万歳寄浄瑠璃5、法楽操	狂言太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 三戸町勘之助・儀兵衛 都太夫（仙台下寄せ浄瑠璃） 江戸柳原新橋（寄せ浄瑠璃）	3	操座本四郎佐
1789	十代利敬	天明		1	8	8	見世物5、大神楽芝居2、軽業小芝居4、小芝居5、竹田人形唐縁追出芝居2、小踊、講談2、寄浄瑠璃5、座敷浄瑠璃	狂言太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 八幡丁七右衛門・肴町平吉 弥惣治（座敷浄瑠璃：仙台川原町） 寿仙（講談：江戸）	4	操座元四郎佐 →座元又右衛門
1801		寛政	2	15	47	28	大神楽2、神楽9、獅子踊、囃子、小踊2、小芝居5、軽業4、見世物26、竹田唐縁4、八人芸2、虎舞、曲馬、こま廻し2、水からくり3、ものまね2、力持2、写絵2、声色、寄浄瑠璃22、講談9	狂言太夫玉左衛門 →太夫弁蔵、名代伝七 御駒太夫庄吉→御駒太夫京吉 女太夫政、女太夫富、戸間太夫、毎太夫、安太夫（仙台）、信太夫（仙台）、重太夫（江戸）、井筒太夫（大坂）：寄浄瑠璃 龍之軒（深川）、燕三志（江戸神田）、蟬洞軒（江戸）、成田如川（江戸）、吉来（江戸）、志道軒（江戸）：講談	11	操座本又右衛門 （八幡丁清八）
1804		享和	1	2	15	6	虎舞、軽業、子供芝居、写し絵、小芝居、八人芸、講談、寄せ浄瑠璃3	狂言太夫弁吉 御駒太夫京吉（仙北町京吉） 鶴橋儀（講談） 瀬戸太夫（江戸）・女太夫すみ：寄せ浄瑠璃	1	操座本四郎佐（河原町四郎佐）
1818		文化	6	43	12	15	射芸2、軽業2、見世物5、浮世話2、地芝居、写し絵3、曲馬、細工物、寄浄瑠璃9、講釈2、講談2	弁吉→玉左衛門 御駒太夫京吉→京助 女太夫そよ吉（江戸浅草）、八ツ太夫（江戸京橋）、女太夫但野（江戸）、女太夫しぎん（江戸）：浄瑠璃 秀瑞・女太夫菊（江戸）、女太夫瀧（江戸）：講釈・講談 虎治郎・文蔵（大坂）：写し絵	1	操座元四郎佐→座元代清八
1820		文政	2	2				御囃子		
1825	十一代利用	文政	2	3	1					
1831	十二代利濟	文政	4	3						
1840		天保	2	3	1		囃子、騎射			

『雑書』みる「操」関係記事一覧						
年号	西暦	藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考
寛永21	1644	重直	3/14 雑書書き始め			
正保元	1644	重直	12/16 改元			
寛文元	1661	重直	10/29 じゃうるり	城内居間	くわしや理兵衛、助惣	10/29初出
			11/2 あやつり	御城	助惣・理〇〇・徳三郎・権三郎・新町の者4人	
			11/3 昨晚あやつり 褒美	御居間	助惣(上留り語)・徳右衛門(三味線俵)	
			11/4 あやつり 褒美	御居間	菓子屋理兵衛	
寛文2	1662	重直	1/4 上るり語	御居間	助惣・徳左衛門・理兵衛	
			2/8 あやつり	本居間	太夫助惣	
			2/10 あやつり 褒美	本居間	助惣	
			4/4 (祭礼参列)	御城大明神祭礼	らしやうもん助惣太夫	
寛文4	1664	重直	9/12 逝去			
		重信	9/13 家督			
寛文5	1665	重信	7/28 あやつり	大書院	助惣大夫	
寛文7	1667	重信	9/28 あやつり・褒美	大書院	江戸境町 太夫油屋茂兵衛	
寛文8	1668	重信	4/21 勸進・能・相撲・操等之見物「一切不可留置事」			俟約令
延宝2	1674	重信	3/8 あやつり	中丸 鶴千代		
			3/10 操	中ノ丸 殿様・御奥方		
			3/12 操	御中丸 鶴千代様 殿様 女中方		
			3/18 操	中ノ丸 殿様・奥方		
			3/24 操	御中丸 町之者共		
			8/17 操	御中丸 鶴千代様→若殿様		
			10/23 操	中ノ丸 若殿様		
延宝3	1675	重信	2/19 操	御中丸 若殿様、鶴千代様		
			9/5 あやつり	御中ノ丸 殿様、奥方様		
			9/25 操	御中之丸 殿様		
			9/26 操	御中ノ丸 鶴様、高知之面々		
			10/9 あやつり	御中丸 大殿様、奥方、高知之女中、侍方		
			10/10 操	中ノ丸 御家中、侍、同女中		
			11/19 操 金子褒美	鶴千代様		
延宝4	1676	重信	2/19 南京操	御中丸 殿様、奥方	カザリや五郎左衛門	
			2/24 操	御中丸 鶴千代様		かさり屋五郎左衛門褒美
			2/25 操	御中丸 中屋敷女中、御家中之者		
			3/10 操	御中丸 鶴千代 殿様、御奥方、新丸中屋敷		
			3/16 操 褒美	鶴千代様		
			3/22 操	御中丸 上々様方、高知之面々	清九郎	
			3/23 操 褒美米	御中丸	富清九郎	
			3/26 操	御中丸新丸中屋敷、其の外御一門		
天和3	1683	重信	4/12 あやつり	御舞台	とらや永閑廿三人	
			4/16 芝居	新八幡町	虎屋永閑	
			4/28 操	御舞台	虎屋永閑	
			5/16 操		虎屋永閑	
			10/1 遣野花巻芝居御免		虎屋永閑	
貞享元	1684	重信	3/17 上留り語	御前	川原町左兵衛	
元禄4	1691	重信	2/30 永閑相立候		虎屋永閑	銀五枚、塩白鷺一羽
元禄5	1692	重信				凶作
		行信				

木戸口俊子：盛岡藩『雑書』にみる大衆芸能～「操」・「鈴江四郎兵衛」を中心に～

年号	西暦	藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考
元禄8	1695	行信				飢饉 米雑穀等の他領移出禁止 他領者の領内逗留禁止
元禄15	1702	行信	6/18重信病死			飢饉
			10/11 行信逝去			
		信恩	10/12 家督			
			11/27 就任			
元禄16	1703	信恩				～2月餓死者2万500～600人余り 飢饉人救済 51253人(2月末)
宝永2	1705	信恩	8/13 操・嶋原狂言	八幡神事	仙北町四郎兵衛・権六・兵右衛門	四郎兵衛初出 「如例年～」
宝永3	1706	信恩	8/13 操	片原町	仙北町操太夫四郎兵衛	
宝永4	1707	信恩	7/27 あやつり芝居			七間丁四郎兵衛
			12/8 信恩逝去			
		利幹	12/9 利幹家督			
宝永6	1709	利幹	8/8 芝居願	八幡丁	仙北町操師四郎兵衛	
正徳3	1713	利幹	7/18 芝居・あやつり願	八幡御神事	権六・四郎兵衛	来月
正徳4	1714	利幹	7/29 軽わさ・あやつり・狂言芝居願	八幡祭礼	座元之者共	
正徳5	1715	利幹	7/11 狂言芝居 操芝居	八幡祭礼	太夫 権六 仙北町 四郎兵衛	8月1日～
			9/14 操	殿様・光源院(行信女)様 御覧		
享保4	1719	利幹	7/11 狂言芝居 操芝居	御祭礼8/1～16	太夫権六 座本七間丁 四郎兵衛	
享保5	1720	利幹	7/26 操芝居・相撲	鳩森八幡御祭礼	行事善太郎・駒太夫・市郎右衛門・四郎兵衛・権六	
享保10	1725	利幹	6/4 利幹逝去			
		利視	6/5 利視家督			
享保14	1729	利視				4/3 大火1930軒
享保16	1731	利視	7/11 狂言芝居、繰芝居、追出	八幡神事	太夫権六、繰太夫四郎兵衛、御駒太夫金六	寺社奉行へ 「繰」=「操」の誤字
元文元	1736	利視	7/25 芝居・操	〇〇御祭礼8/1～	狂言太夫八幡丁権六、操太夫仙北町四郎兵衛、駒太夫仙北町金六	来月朔日より
元文4	1739	利視	5/7 ほうらく操	御駒蒼前之宮	七間丁店屋金六	遷宮のため
			5/24 繰芝居	春日祭礼 八幡庭	太夫四郎兵衛	
元文5	1740	利視	閏7/1 繰芝居	鳩森八幡御祭礼(8月～)	操太夫四郎兵衛	
寛保元	1741	利視	7/26 狂言芝居(8/1～16) 操興行(8/5～16) 曲馬追出、芝居(8/1～16)	八幡御祭礼	太夫玉左衛門 座本四郎兵衛 御駒大夫庄吉	
寛保3	1743	利視	閏4/18 繰芝居	領内中廻り	仙北町検断	操役者拾三人
			9/7 繰芝居	神明・春日祭礼	操座本四郎兵衛 仙北町	
延享元	1744	利視	6/17 渡世領内宿賃願			操役者仲間15人
			6/19 狂言・芝居・操・相撲	八月、九月如例年		
			6/29 繰芝居・軽業・狂言追出	八幡祭礼(八月)	座本四郎兵衛・御駒大夫庄吉	
延享4	1747	利視	8/23 繰芝居	9月祭礼	操太夫四郎兵衛	仙北町検断 寺社奉行へ
			10/3 繰狂言	郡山日詰町	四郎兵衛支配	
寛延3	1750	利視	7/28 御繰芝居	鳩森八幡神事	川原町検断	
宝暦元	1751	利視	8/7 寄セ浄瑠璃	八幡祭礼	本座四郎兵衛	松嶋太夫・善五郎(仙台国分町)
宝暦2	1752	利視	3/28逝去			
		利雄	3/29家督			
			11/2 在々勸進相撲、芝居操等為 相立候儀、向後無用可仕旨被仰出			
宝暦3	1753	利雄	6/18 操太夫芝居立候初、看板御操 と相出候、向後御之字為附申間敷旨 被仰出			
宝暦5	1755	利雄	7/25 繰芝居	鳩森御祭礼		宝暦の飢饉 9/26記事 5月中旬～大雨 ～8月下旬天候 不順 9月末凶作(冷夏)12月より餓死者
宝暦6	1756	利雄				
宝暦10	1760	利雄	10/14 寄セ浄瑠璃渡世	十三日町		真太夫・小幡治(江戸京橋)
宝暦13	1763	利雄	7/15 人形芝居	赤石大明神祭礼(日詰長岡通)	盛岡四郎佐座	四郎佐初出

年号	西暦	藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考
明和5	1768	利雄	5/29 不調法之儀		狂言太夫玉左衛門 操座本四郎佐	四郎佐-「数代座本相続」
明和6	1769	利雄	8/5 操芝居 11/16 座敷浄瑠璃渡世 「向後、神明八幡稲荷御神事以外は	鳩森八幡御祭礼	座本四郎佐 操座本四郎作	時太夫・友太夫(大阪北久太郎町)
安永6	1777	利雄	8/1 操芝居		座本四郎佐	
安永7	1778	利雄				4/10 大火2551軒
安永8	1779	利雄	6/5 芝居、操	川原町舟玉祭礼	狂言太夫玉左衛門 操座本四郎佐	「此節難被」
			9/4 為寄浄瑠璃、操	神明祭礼、厨川稲荷祭礼		「何難被」
			9/14 為寄浄瑠璃	神明御祭礼	操座本四郎佐	「当年疫病相煩困窮渴命」
安永9	1780	利雄	9/9 為寄浄瑠璃	春日神明御祭礼	操座元四郎佐	勘中・やす
			10/2 為寄浄瑠璃	春日神明御祭礼	操座元四郎佐	日程変更
		利正	12/5逝去 12/6家督			
天明元	1781	利正	8/2 操興行、寄上瑠璃	八幡祭礼	操座元四郎佐	郡太夫、女房、妹きん(仙台城下新伝馬町)
			8/6 寄七浄瑠璃	八幡祭礼(八幡婦命寺)	川原町四郎佐	
			8/25 芝居、操、為寄浄瑠璃	八幡祭礼		
			9/7 為寄上瑠璃	春日神明御祭礼、矢根森八幡宮開帳	操座本四郎佐	
			9/17 為寄上瑠璃 延長願		操座本四郎佐	
天明2	1782	利正	8/4 為寄上瑠璃、狂言小芝居、進出	八幡祭礼	操座本四郎佐、御駒太夫庄吉	
			8/5 為寄上瑠璃	八幡丁婦命寺		本堂貸出について
			8/13 為寄上瑠璃	八幡神事	操座元四郎佐	元太夫(江戸柳原新橋)
			9/5 操興行	天福院	操座本四郎佐	
天明3	1783	利正	7/27 為寄浄瑠璃	八幡祭礼(8月)	操座元四郎佐	天明の飢饉11月~3月(5年、6年も飢饉) 餓死者40858人、病死23840人
			8/2 法楽操、為寄浄瑠璃	八幡祭礼	操座本四郎作(佐)	元太夫、清助、元八(江戸柳原新橋)
			8/15 操	八幡祭礼	操座本四郎佐	日程変更
天明4	1784	利正	5/5逝去			
			5/6家督			
		利敬	7/24 操興行、為寄上瑠璃		操座元四郎佐	
			8/16 為寄上瑠璃	八幡祭礼	操座元四郎佐	日程変更
			9/17 操不当		操座元四郎佐	日程変更
天明5	1785	利敬	5/11 操興行	御祭礼	座元又右衛門	又右衛門初出
			5/26 操興行	下小路稲荷祭礼	操座本又右衛門	日程変更
			9/1 操興行	春日神明祭礼	操座元又右衛門	
			11/6 座敷浄瑠璃渡世		操座元又右衛門	弥惣治・娘尾上(仙台城下川原町)
天明6	1786	利敬	8/16 為寄浄瑠璃	八幡祭礼	操座本又右衛門	
			間10/26 講談為寄		操座元又右衛門	
天明7	1787	利敬	8/5 為寄浄瑠璃	八幡祭礼	操座本又右衛門	妹安
			8/13 軍書講談為寄	八幡祭礼	操座本又右衛門	寿仙(江戸本石町)
			9/8 軍書講談為寄	春日神明両社祭礼	操座本又右衛門	
天明8	1788	利敬	9/4 為寄上瑠璃	八幡祭礼(婦命寺)	操座本又右衛門	
寛政元	1789	利敬	8/1 為寄上瑠璃	八幡神事(婦命寺)	操座本又右衛門	
			8/29 為寄上瑠璃	春日・神明両社祭礼(9月婦命寺)	操座元又右衛門	重太夫・源庄・吾市(江戸本石町)
寛政2	1790	利敬	8/3 為寄浄瑠璃	八幡神事(婦命寺)	操座本又右衛門	
			8/13 為寄浄瑠璃	八幡神事(婦命寺)	操座本又右衛門	久太郎・井筒太夫・志藤(大坂)
			9/3 為寄上瑠璃	八幡丁	操座元又右衛門	
			9/14 軍書講談為寄	神明祭礼(婦命寺)	操座元又右衛門	龍之(深川)

木戸口俊子：盛岡藩『雑書』にみる大衆芸能～「操」・「鈴江四郎兵衛」を中心に～

年号	西暦	藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考
寛政3	1791	利敬	8/3 為寄上瑠理	八幡神事(婦命寺)	操座本又右衛門	
			9/11 為寄上瑠理	神明祭礼(婦命寺)	操座本又右衛門	井筒太夫(大坂)
			11/19 軍書講釈	寺院内借受	操座元又右衛門	燕三志(江戸神田)
寛政4	1792	利敬	8/5 為寄浄瑠理	八幡神事(婦命寺)	操座元又右衛門	信大夫・文侯・三代吉(仙台国分町)
			9/13 操興行	神明御祭礼	操座本又右衛門	
			9/29 操興行	神明御祭礼	操座元又右衛門	日数変更
寛政5	1793	利敬	3/29 操	薬師祭礼(4月)(八幡御社之内)	操座元又右衛門	
			4/27 操 雨天故不入	薬師祭礼(4月)	操座元又右衛門	日程
			8/9 為寄上瑠理	八幡祭礼	操座元又右衛門	
			9/23 為寄上るり	八幡丁婦命寺	操座本又右衛門	安太夫・きよ・清兵衛(仙台)
			9/29 軍書講談為寄	寺ノ下 了源寺	操座本又右衛門	鱒洞軒(江戸浅草)
			10/10 軍書講談為寄	寺ノ下 了源寺	操座元又右衛門	日程変更
			10/13 為寄上瑠理		操座元又右衛門	女太夫きよ・清兵衛(仙台) 日程変更
			10/17 軍書講談為寄	八幡丁婦命寺	操座元又右衛門	成田如川(江戸芝切通し)
寛政6	1794	利敬	6/4 操興行	藤ヶ森尾崎祭礼(明王院内)	操座元又右衛門	
			7/4 操興行		操座元又右衛門	日程変更
			8/4 為寄浄瑠理	八幡神事	操座元	
			9/4 軍書講談	春日・神明祭礼(婦命寺)	操座元又右衛門	
			9/18 軍書講談	春日・神明祭礼(婦命寺)	操座元又右衛門	日程変更
寛政7	1795	利敬	7/20 操	八幡宮神事	操座元又右衛門	代金願含む
			8/3 為寄上瑠理	八幡神事(婦命寺)	操座元又右衛門	
			9/4 操	神明・春日祭礼	操座元又右衛門	
			9/12 為寄浄瑠理	神明祭礼(婦命寺)	操座元又右衛門	
			9/28 為寄浄瑠理		操座元又右衛門	日程変更
寛政8	1796	利敬	8/6 為寄浄瑠理	八幡祭礼(婦命寺)	操座元又右衛門	
			9/6 為寄浄瑠理	春日・神明祭礼	操座元又右衛門	
			9/22 為寄浄瑠理	春日・神明祭礼	操座元又右衛門	日程変更
			9/23 操興行	天福院稲荷御堂建立御湯立9/29	操座元又右衛門	大慈寺より添口上書あり
			10/26 軍書講釈為寄	八幡丁婦命寺	操座元又右衛門	藤堂吉来(江戸深川)
寛政9	1797	利敬	閏7/28 操興行	八幡神事	操座元又右衛門	代金
			8/17 操興行		操座元又右衛門	日程変更
			8/24 為寄浄瑠理一操		八幡丁清八	太夫病氣
			8/29 軍書口談為寄	春日・神明祭礼(婦命寺)	操座元又右衛門	
			9/2 軍書口談為寄	神明祭礼(婦命寺)	河原町又右衛門申出	婦命寺OK
			9/5 為寄浄瑠理	春日・神明祭礼(婦命寺)	操座元又右衛門	
			9/11 為寄浄瑠理	春日・神明祭礼(婦命寺)	操座元又右衛門	日程変更
			9/17 軍書口談		操座元又右衛門	日程変更
寛政10	1798	利敬	3/29 操興行	薬師祭礼	操座元又右衛門	
			7/8 操興行	観音祭礼(天福院)	天福院(大慈寺未書)	観音堂建立(再建)
			7/24 操興行	八幡宮祭礼(8月)	操座元又右衛門	
			8/12 為寄上瑠理	八幡神事	操座元又右衛門	
			8/20 操	(八幡)	操座元又右衛門	日程変更
			9/4 軍書講談為寄	春日神社祭礼・八幡町婦命寺	操座元又右衛門	

年号	西暦	藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考
寛政11	1799	利敬	8/9 為寄上瑠理	神事(八幡丁)	操座元又右衛門	
			8/25 為寄上瑠理	神事(八幡丁)	操座元又右衛門	日程変更
			9/1 為寄浄瑠理		操太夫又右衛門	毎太夫
			9/10 為寄上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	戸間太夫・女太夫富
			9/13 為寄上瑠理	神明祭礼(八幡町興行)	操座元	毎太夫又五郎
			9/15 為寄上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	日程変更
			9/18 寄上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	毎太夫又五郎 日程変更
			11/22 軍書講談為寄	八幡丁	操座元又右衛門	志道軒(江戸浅草)
			12/9 軍書講談為寄	八幡丁	操座元又右衛門	日程変更 志道軒
寛政12	1800	利敬	7/30 為寄浄瑠理	八幡神事(八幡丁治兵衛居宅)	操座元又右衛門	
			8/13 為寄浄瑠理	八幡神事	操座元又右衛門	毎大夫 日程変更
			8/18 為寄上瑠理		操座本又右衛門	女太夫政
			8/26 為寄上瑠理	神事	操座本又右衛門	毎大夫 日程変更
			9/6 為寄上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	毎太夫
			9/14 為寄上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	日程変更
			11/8 講談	花巻→八幡丁	操座本又右衛門	講談師 志道軒(江戸浅草)
			11/17 軍書講談		操座本五右衛門(?)	日程変更
			11/20 軍書講談		操座本又右衛門	日程変更
享和2	1802	利敬	5/21 練興行	住吉祭礼	操座元四郎佐	「練」=「掾」の誤字
			8/2 浄瑠理	八幡神事	操座元四郎佐	
享和3	1803	利敬	8/11 軍書講談	八幡神事	操座元四郎佐	講談師 鶴橋儀
			9/11 為寄浄瑠理、八人芸	八幡町婦命寺	河原町四郎佐・仙北町京吉	大泉寺未書
			9/19 為寄上瑠理		操座元四郎佐	瀬戸太夫(江戸新石丁)、女太夫すみ(宇多川丁)
文化2	1805	利敬	9/5 為寄浄瑠理	春日神明祭礼(八幡町之内)	操座本四郎佐	
文化3	1806	利敬	5/17 為寄上瑠理	下小路稻荷祭礼(油丁之内)	操座本栄太代清八	
			8/1 為寄浄瑠理	八幡神事	操座元代清八	女太夫そよ吉(江戸浅草)
			8/12 為寄講釈		操座本代清八	講釈師秀瑞、女太夫菊(江戸大伝馬町)
			8/23 為寄浄瑠理	八幡神事	操座本清八	日程変更
			9/1 写絵、浄瑠理	春日神明祭礼	操座元代清八	寧経渡世(鹿沼郡)・文蔵(大坂崎ノ内)・浄瑠理渡世ハツ太夫(江戸京橋)
			9/2 講釈	八幡神事	操座元代清八	日程変更
			9/4 為寄浄瑠理、写絵	春日神明御祭礼(八幡丁婦命寺)	大泉寺	
			9/14 軍書講談為寄	神明祭礼	操座元代清八	秀瑞(江戸大伝馬丁)
文化4	1807	利敬	8/22 講釈、浮世絵、浄瑠理	八幡神事	操座元代清八	佐川東幸→女太夫瀧(講釈浮世咄) 座本栄太弟子(浄瑠理)
			9/6 軍書講談	春日神明祭礼	操座本代清八	江戸 秀瑞
			9/17 軍書講談	春日神明祭礼	操座本代清八	日程変更
文化13	1816	利敬	8/10 為寄浄瑠理	祭礼	操座本代り清八(川原町)	
			8/26 為寄浄瑠理	祭礼	操座本代り清八(川原町)	浄瑠理渡世女太夫しきん(江戸两国)
文化14	1817	利敬	3/20 練興行	若宮八幡祭礼(4月)	操座本清八	弟子共興行
			6/25 為寄浄瑠理	船霊様(7/1)祭礼(川原工業七所)	操座本代り清八	女太夫文字兼
			6/29 浮世嚢興行	船霊様(川原丁川岸空地)	操座本代り清八	私弟子文操
文政元	1818	利敬	これ以降、記述なし			